

チ、デモチカ、 リ、エレブール ガ、ムスタフ ア、シヤ、ウツ リ、ス、ウツ チヤタルシ ヤ、 チヨルル、 (停車場)	伊國經由 埃國、塞爾 維、物、利	111x			
パグダ、 バツラ (英領印度 郵便局)	英領印度(英領印度) 經由(ニ同シ)				
土耳其郵便局所在地					
歐羅巴土耳其	埃及經由 日、佛、八、獨 船、埃、及、郵	1110			1100
	英國經由 加、船、英、國、 埃、國、塞、爾、維	1110	1110	1110	1100
亞細亞土耳其	埃及經由 日、佛、八、獨 船、埃、及、郵	1100			1100
	英國經由 加、船、英、國、 埃、國、塞、爾、維	1110	1110	1110	1100
ウ、ル、グ、	伊國經由 日、佛、八、獨 船、佛、國、	1100			1100
	英國經由 加、船、英、國、	1110	1110	1110	1100

ペ、ネ、ズ、エ、ラ	伊國經由 獨、船、伊、國、 佛、國、佛、國、 日、若、八、佛、船、 佛、國、佛、國、 英國經由 獨、船、英、國、	1110	1110	1110	1100
二特別條約若ハ 約定國					
大不列顛及愛蘭	直接交換 加、船、獨、逸、 獨、逸、經由 佛、國、經由 日、若、八、佛、船、 佛、國、佛、國、	1110	1110	1110	1100
加 那 太	直接交換 加、船	1110	1110	1110	1100
亞米利加合衆國	上海若ハ香 港ニ寄港ス ル郵船 百二十五磅 ハ其ノ噸數 (八百磅)	1110	1110	1110	1100
亞米利加合衆國	直接交換 日若ハ米船 百二十五磅 ハ其ノ噸數 (五百二十五 磅)	1110	1110	1110	1100

米本國 紐育市、ブルックリン、ジャージー、ホボケン	伊國經由	獨船、伊國	1-PK	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	口若ハ佛船、佛國、獨船、英國	1-00	11-00	11-00			
其他ノ各地	伊國經由	獨船、伊國	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	口若ハ佛船、佛國、獨船、英國	11-00	11-00	11-00			
三華盛頓聯合條約加盟外國	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、獨逸	11-00	11-00	11-00			
ボリビア	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、獨逸	11-00	11-00	11-00			
伯西兒 ネーデルラント	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、獨逸	11-00	11-00	11-00			

此表は、逓信省の告示第五百四十三號に基づき、外國小包郵便料金を示す。料金は、郵便物の重量と距離によって異なる。また、特定の国や地域には、特別な料金が適用される場合がある。詳細は、逓信省の告示を参照せよ。

1フベ ナムビエ サナル アドル ア(三限ル)	英國經由	加船、英國	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00			
公衆獨立國	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、獨逸	11-00	11-00	11-00			
古西多利加	伊國經由	獨船、伊國	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、伊國	11-00	11-00	11-00			
エクスドール	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	佛國經由	獨船、佛國、獨逸	11-00	11-00	11-00			
英國領民地及在外國英國郵便局 (イ)歐羅巴ノ部	英國經由	加船、英國	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00			
ジブラルタル	英國經由	加船、英國	11-00	11-00	11-00	1-00	11-00	11-00
	獨逸經由	獨船、獨逸	11-00	11-00	11-00			

此表は、逓信省の告示第五百四十三號に基づき、外國小包郵便料金を示す。料金は、郵便物の重量と距離によって異なる。また、特定の国や地域には、特別な料金が適用される場合がある。詳細は、逓信省の告示を参照せよ。

○逕信省告示第五百四十五號

明治三十七年八月逕信省告示第三百九十二號萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關スル外國電信主管廳及電信會社ノ決定中左ノ通改正ス

明治三十七年十二月二十八日

逕信大臣大浦兼武

一、一般ニ關スル事項第一電報ニ用フル時刻ノ部丁抹ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス
西班牙 グリンウヰッチノ子午線

同部中佛領コンゴ一及マダカスカルノ項ヲ削除ス

同第二暗號私報「左記諸國ニ於テハ條約及細目規則ノ規定ニ據ルノ外別ニ制限ナク私報ニ暗號ヲ用フルコトヲ許ス」ノ部中丁抹ノ次ニ「西班牙ヲ追加シ佛領コンゴ」ヲ削除ス

同第三 萬國普通語電報ニ用フヘキ國語「萬國電報ニ用フル左ノ國語ハ普通語トス」ノ部中「オノロツ」ヲ「トアル」ヲ「ウオロツ」ト改正ス

同第四 電報ノ本人直交付(MP)及無織配達(RO)「左記諸國ニ於テハ電報ノ本人直交付及無織配達ヲ爲ス」ノ部中丁抹ノ次ニ「西班牙ヲ追加シ佛領コンゴ」ヲ削除ス

同第六 郵便ヨリ迅速ナル送達方法「左記諸國ニ於テハ郵便ヨリ迅速ナル方法ヲ設定セス」ノ部中「勃爾牙利」ノ次ニ「西班牙」ヲ追加シ「佛領コンゴ」ヲ削除ス

二、歐洲外方法ニ關スル特別事項第八 電報ノ著信局名及番號ノ傳送「左記諸國及電信會社ニ於テハ電報ノ著信局名及番號ヲ無料ニテ傳送ス」ノ部中「佛領コンゴ」ヲ削除ス

同第九 追尾電報「左記諸國及電信會社ニ於テハ發信人ノ依頼ニ由ル追尾電報ニ關スル規定ヲ適用ス」ノ部中「佛領コンゴ」ヲ削除ス

○逕信省告示第五百四十六號

本年十二月 逕信省告示第五百二十四號ヲ以テ山口縣下長門國木山挂燈浮標燈火消滅ノ旨告示セシ處

本月二十七日ヨリ従前ノ通點火セリ

明治三十七年十二月二十八日

逕信大臣大浦兼武

○逕信省告示第五百四十七號

明治三十七年八月逕信省告示第三百七十七號外國電報料金表第二表 Ocean (韓國地方)ノ部中草梁ノ次ニ「龜浦」「三浪津」及「秋風嶺」ノ各項ヲ追加シ來明治三十八年一月一日ヨリ施行ス

明治三十七年十二月二十九日

逕信大臣大浦兼武

○逕信省告示第五百四十八號

釧路國厚岸郡厚岸町大字灣月町設置ノ厚岸郵便局ヲ同町大字若竹町へ移轉ス

明治三十七年十二月二十九日

逕信大臣大浦兼武

○逕信省告示第五百四十九號

明治三十六年三月勅令第四十一號ニ基ク請願ニ依リ明治三十八年一月一日ヨリ伊豫國西宇和郡眞穴村穴井郵便受取所ニ於テ電信事務ヲ開始シ穴井郵便電信受取所ト改稱ス

明治三十七年十二月二十九日

逕信大臣大浦兼武

○臺灣總督府告示第四百四十六號 (官報 十二月二日)

明治三十四年三月告示第二十七號臺灣川石山間海底電信線ヲ經由シ臺灣ニ發著スル新聞電報ヲ送受シ得ヘキ地名及料金表歐羅巴(Europa)ノ部中佛蘭西(France)ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ來十二月一日ヨリ施行ス

明治三十七年十一月二十二日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

澳地利 (Austria)

歐洲及太平洋線 香港 馬尼刺線 伊ースターン線
1 TOKYO 〇七三二

○臺灣總督府告示第四百十七號 (官報 十二月二日)

明治三十七年六月律令第九號ニ依ル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ明治三十七年十一月二十五日以降一枚ニ付金九十五錢ニ改定ス

臺灣總督府告示第四百十八號 (官報 十二月十三日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣釐川石山經過海外電報料金表第三表北亞米利加地方 (North America) ノ部合衆國ノ項中「カリフォルニア (California)」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

明治三十七年十一月二十八日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

カリフォルニア (California) 馬尼刺線經過 澳洲及太平洋線經過 イースタン線經過 烏拉口阿斯德線經過

オークランド (Oakland) 3,100.00 3,500.00 3,500.00

サンフランシスコ (San Francisco) 3,100.00 3,500.00 3,500.00

其他各地 (Other places) 3,100.00 3,500.00 3,500.00

○臺灣總督府告示第四百十九號 (官報 十二月十三日)

清國牛莊ニ宛テタル至急電報ノ料金ハ天津迄ハ通常電報料ノ三倍天津牛莊間鐵道電信線ニ係ルモノハ普通電報料ノ二倍ヲ徵收ス

明治三十七年十二月一日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五百十號 (官報 十二月十六日)

明治三十七年十二月十六日ヨリ左ノ郵便受取所ヲ設置ス

名稱	臺灣府口街郵便受取所	位置	臺南廳臺南府口街
名	臺灣府口街郵便受取所	位置	臺南廳臺南府口街

○臺灣總督府告示第五百一十一號 (官報 十二月二十九日)

明治三十七年十二月二十日ヨリ明治三十五年一月告示第十一號臺灣總督府郵便及電信局出張所名稱位置中牛馬頭郵便電信局樞機郵便出張所ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

明治三十七年十二月十二日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

臺中郵便電信局 伯公坑郵便電信出張所 苗栗廳下枋仔湖庄

○臺灣總督府告示第五百一十二號 (官報 十二月二十九日)

明治三十七年六月律令第九號ニ依ル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ明治三十七年十二月十五日以降一枚ニ付金九十七錢ニ改定ス

明治三十七年十二月十四日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五百一十三號 (官報 十二月二十九日)

法院ノ判決ニ依リ確定シタル大租權者臺北廳橋樑堡枋橋街林鶴壽ノ大租權補償金臺帳ハ明治三十七年律令第六號ニ依リ明治三十七年十二月二十日ヨリ桃子園廳ニ於テ公示ス

明治三十七年十二月二十日 臺灣總督府男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五百一十四號 (官報 明治三十八年一月四日)

明治三十七年十二月二十五日ヨリ臺中ト臺北基隆及淡水間ニ電話通信ヲ開始ス

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

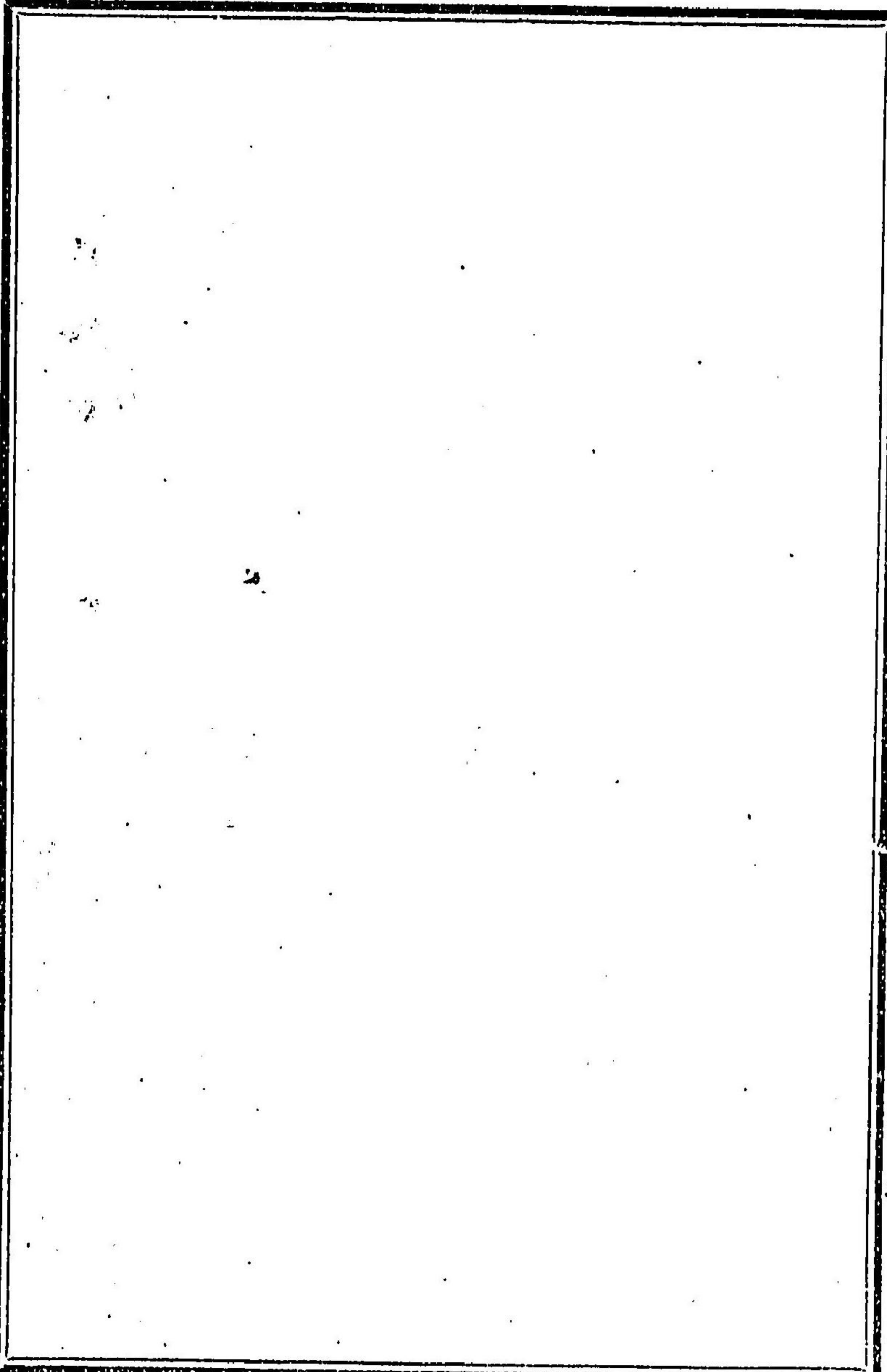
○臺灣總督府告示第五百一十五號 (官報 明治三十八年一月十一日)

基隆港防禦海面區域ヲ海軍大臣ニ於テ左ノ通定メラレタリ

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

法令全書附錄

○小學校教科用圖書ニ關スル件(東京高等師範學校及女子高等師範學校ノ附屬小學校ニ於テ使用スル 文部省著作權所有小學校教科用圖書ニ關シテハ前學年中實施ノ經驗ニ徴シ其分量程度材料等ノ適否ニ就テ意見ヲ具シ毎年四月三十日限リ報告スヘシ但シ特ニ必要アリト認メタルトキハ本件ノ期限ニ拘ラス之ヲ報告スルコトヲ得ヘキ旨 今般東京高等師範學校及女子高等師範學校ヘ内訓シ又道廳府縣師範學校附屬小學校ニ於テ使用スル文部省著作權所有小學校教科用圖書ニ關シテモ各地方長官ニ於テ同様ノ意見ヲ徴シ毎年四月三十日限リ報告相成度但シ特ニ必要アリト認メラレタル場合ニ於テハ本件ノ期限ニ拘ラス報告相成苦シカラサル旨同時ニ文部次官ヨリ各地方長官ヘ通牒ヲ發シタリ



○地方官會議ニ於ケル内務大臣訓示ノ事項ニ關スル件(附録次官ヨリ地) 明治三十七年二月十六日官報

地方官會議ニ於ケル内務大臣訓示ノ事項ニ關シ今般内務次官ヨリ左ノ如ク地方長官(通牒セリ) 今般大臣ヨリ訓下ノ急務タル一國財源積蓄ニ關スル件訓示相成候處右ニ付テハ夫々適當ナル 御考案モ有之候ト被存候得共尙左

記ノ際々御考案迄申進候也
一訓示ノ大要ハ國庫債券ニ關スルト否ト問ハス一般勤苦ト蓄蓄トニ依リ直接間接ニ一國財源ノ充實ヲ圖ル旨趣ニ有之候間一
般ニ向テハ先ツ以テ軍國ノ今日ニ處スルノ處境ヲ示シ在外將卒カ殊死シテ戰フノ精神ヲ移シテ夙夜其常業ニ奮勵シ尙其餘力
ヲ以テ副業ニ從事セシメ又遊逸ヲ戒シメ派費ヲ節シ其餘ス處ハ零碎ノ資ト雖モ必ス之ヲ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金トシ
貯蓄スル機奨勵有之候候殊ニ一而地方課稅輕減ノ計ニ出ルハ他日之ヲ以テ軍國ノ資ニ向ケシメントスル義ニ付今日ニ於テ茲
審ノ方法ヲ勵行セサルニ於テハ徒ラニ民資放散ノ結果ヲ來シ當初輕減ノ目的ニ副ハス最モ遺憾ノ儀ニ付此點厚ク御注意ヲ煩
度候

一前記事項ヲ貫徹スル爲メ別紙規約貯金並副業獎勵等二三ノ節則事例ヲ添付致置候間是等諸案ヲ參酌シ未タ施設ナキ地方ニハ
部下ノ官公吏及有志ヲシテ此際普ク協同勤儉貯蓄ノ規約ヲ設置セシメ勸勞ト蓄蓄ト二者共ニ其履行ヲ計ルハ最モ急務ニ有之
又規約郵便貯金ニ付テハ客年十月四日ノ官報ニ掲ケタル通已ニ便法特別ヲ定メラレタルハ最ニ及御通牒タル儀ニ有之候間御
參酌相成度候
一府縣郡市町村基金申現金保管又ハ個人貸付ノモノニシテ其整理ヲ爲スヘキモノハ此際ヲ機トシ急遽ノ整理ヲ斷行セシメ時宜
ニ依リ直ニ國庫債券ノ募集ニ應ジ或ハ一先ツ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預入レ積ニ應ジ國庫債券募集ノ準備ヲ爲サシメラ
レ度候

(別紙略ス)

○小學校令施行規則ニ關スル訓令 明治三十七年二月三日官報

今般小學校令施行規則第三十四條規定ノ二部教授ニ關シ東京高等師範學校並ニ女子高等師範學校ヘ左ノ通文部大臣ヨリ訓令セリ
小學校令施行規則第三十四條規定ノ二部教授ニ關スル學理及實際ヲ攻究シ併テ生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシムルノ目的ヲ以
テ明治三十七年四月ヨリ其ノ校附屬小學校第二部若ハ第三部ニ於テ其ノ兒童ノ一部ヲ前後二部ニ分テテ教授スヘシ
○小學校令施行規則ニ關スル件(各地方長官ヨリ) 明治三十七年二月三日官報
小學校令施行規則第三十四條規定ノ二部教授ハ施行後日尙淺ク學理方法トモ攻究ノ餘地少シトセス且教員校舍其他ノ都合上此ノ
編制ヲ要スル場合多ク可有之候ニ付可成師範學校附屬小學校ニ之ヲ施設シ教授法ヲ攻究シ生徒ヲシテ實地授業ヲ練習セシメラレ
候様致度候此段及通牒候也

○國定小學校教科書供給ニ關スル件(文部大臣ヨリ各府縣知事ニ通牒) 明治三十七年二月十日官報

文部大臣官房圖書課長及會計課長ヨリ本月六日國定教科書供給上ニ關シ來學年ヨリ使用スヘキ各府縣ノ知事ヘ左ノ如ク通牒セリ

國定教科書ノ印刷發行ニ就テハ供給ノ時期ニ後レサル機各發行人ニ於テ日夜勵精其業ニ從事シ本省ニ於テモ皆之ヲ監督シ之ヲ補助スルニ努ムルコトヲ以テ之ヲ期ス

教科書ヲ一時ニ製造スルコトナラズ以テ固ヨリ困難ノ業タルニハ相違無之モ各發行人ノ奮勵ニ依リ今日ニ在テハ著シク事業ヲ進捗シ全圖ニ於テ爾等ノ過半ハ既ニ印刷完了シ各發行人ニ於テハ出來ノ分ヨリ漸次各地ノ注文ニ應ジ輸送ヲ開始スル候今後意外ノ故障ヲ生セサル限リハ本月内ニ於テ常用以上ノ教科書印刷及製本ヲ完了スヘキ見込ニシテ本省ハ此目録ヲ以テ然ルニ教科書ノ供給ハ唯其發行所ニ於テ印刷製本ヲ完了スルヲ以テ足レリトセシ山間僻處ノ地ニ至ル迄送達ナク學年始ニ配送ヲ了セサルヘカラス其後後ノ配送迄ニハ幾多ノ困難者ノ手ヲ經山スル次第ナルヲ以テ本省ハ各發行人ニ對シテ股重ノ監督ヲ施スモ各府縣郡役所等ニ於テモ同時ニ其管内販賣者ニ對シテ成ルヘク迅速ニ教科書ヲ供給スル機特ニ御取計相成度候

假令發行人ニ於テ印刷製本ノ時期ヲ遅ラサルモ各府縣郡ノ販賣者ニ於テ管内ノ需要ニ應スヘキ冊數ヲ適當ノ時期ニ於テ注文セ有之候爾右販賣者ニ對シテ注文及配送上ニ關シ嚴重ニ御注意有之度希望致候

○國定小學校教科書供給ニ關スル件(文部大臣官房圖書課長會計課長ヨリ各府縣ニ發信)

明治三十七年二月二十四日官報

國定小學校教科書供給ニ關シ文部大臣官房圖書課長會計課長ヨリ本月十九日各府縣ヘ左ノ趣旨ヲ通達セリ

來學年ヨリ使用スヘキ國定教科書製造ノ可業ハ著々其歩ヲ進メ二月十二日迄ニ八百八十餘冊分ハ既ニ其印刷完了シ三百七十餘冊分ハ發行人ヨリ各地方ヘ輸送シタリ尤右各種ノ教科書ヲ通シタルモノニアラサルカ故ニ教科書中ノ業種業卷ハ全ク未タ輸送ヲ爲ササルモノ亦尠カラズ然ルニ過般來海運運轉ノ便充分ナラサルニ至リタルカ爲ニ本年三月中ニ教科書全部ノ供給ヲ爲シ得ルヤ否ヤ今日ニ於テ確實ナル見込ヲ立テ難キニ至レリ故テハ此際萬一供給不充分ノ場合ニ應スル爲少クモ各小學校ニ於テ各種ノ教科書ヲ備ヘ來學年ノ始ニ於テ不充分ナカラモ教育ヲ施シ得ルノ準備ヲ爲ササルヘカラス尤教科書ノ一部ハ既ニ發行人ア町村迄ヘモ無料送付スヘシ尙各發行人ニ對シテハ開始輸送ノ事ニ注意セシメ成ルヘク迅速ニ供給ノ任ヲ盡スヘキコトヲ諭達シ置キタリ

○北海道府ノ總檢ニ關スル件

明治三十七年二月十二日官報

昨三十六年十二月三十一日マテニ檢定ヲ受ケタル北海道府ノ總檢上ノ取扱方ニ付キ富山、高知兩縣知事ノ照會ニ對シ右ハ該縣ノ立役ヲ檢査シタル容積ニ對シ其正否ヲ判定セラルヘク且該縣ノ立役ハ大約一斗枳三千五百二十立方分、五斗枳千九百六十五立方分、一斗枳二百八十五立方分、五斗枳二百二十立方分ト見テ大差ナカルヘシ云々ト農商務省商工局長ヨリ回答セリ

○地方財政整理及生産の事業獎勵ニ關スル件

明治三十七年三月九日官報

地方財政整理及生産の事業獎勵ニ關シ内務次官ヨリ各地方長官ヘ左ノ趣旨ヲ通達セリ

地方財政ニ關スル今日ノ整理ハ都市町村等一般ニ及ビ候事故國體施設ニ係ル土木事業及土木補助費ノ如キ其他委員ノ設置等ニシテ自然地方分配の關係等ノ爲メ止ム得ズ今日ニ至レルカ如キモノ有之候ニ於テハ此際線延ヲ爲サシテ寧ロ斷然之ヲ廢止シ以テ地味ノ實ヲ舉グルニ最メラレ度若シ比較の必要ナラサルモノ有之候ニ於テハ地方實力ノ發達助長ニ最モ切實ナル事業ニ對シ其財ヲ繰フスルカ如キコト有之候ニ於テハ頗ル遠慮ノ儀ニ存候尤モ農事ノ改良植林ノ經營漁業ノ獎勵等生産の事業ニ就テハ必スシモ多額ノ公費ヲ要セシテ當局者ノ指導誘掖如何ニ依リ之ヲ獎勵ヲ爲シ得ヘキモノ多ク可有之ニ付尙メテ產業ノ振興ヲ計ラルヘキハ勿論且此際事業ノ少額ニ乘シテ下級團體ノ監督整理ニ向テ充分方ヲ致サレ候事ハ最モ希望ニ堪ヘサル儀ニ有之候條右ノ旨趣ヲ以テ宜シク部下ヲ御監督相成度爲念依命此段及通達候也

○北海道府移住者並獎勵者心得ノ件

明治三十七年三月十日官報

北海道府移住者並獎勵者ノタメ今般内務省ヨリ左記心得事項ヲ各府縣ヘ通達セリ

大體ノ注意 北海道ニハ興スヘキ事業多ク殊ニ開墾ノ事業ニ至リテハ利益著シ然レトモ移住ノ決心確實ナラサルカ又ハ同道ノ事情ヲ知ラス目的方法ヲ定メズ移住スルトキハ早速ニ其身ニ適スル業ヲ得難カルヘク終ニハ所持ノ金品ヲ徒費シ甚シキ困難ニ陥ルコトナシトセス故ニ先ツ事情ヲ調査シ目的方法ヲ定メテ移住シタル後ハ耐忍勵勉其事業ニ從事セハ必ス成

效スヘシ

狀況ノ調査 北海道ノ狀況ハ道廳ヨリ各府縣郡市役所町村役場ニ配付シ置ケル書類ニ就キ又ハ信用スヘキ既移住者ノ報告等ニ依リテ之ヲ知ルヘシ尙ホ移住季節中ハ道廳ヨリ所々ニ官吏出張セルニ依リ親シク問合スレハ懇切ニ回答スヘシ又望ノ者ヘハ移住ニ付キテノ心得書ヲ贈付スヘシ

移住ニハ凡ソ二種アリ單獨移住及團體移住是ナリ

單獨移住 水道ノ事情ヲ熟知スル者ハ格別其他ハ成ルヘク信用スヘキ先移住ノ知ル人ヲ便リ住タラ安全トス又家族ヲ同伴シ相慰メ相勵ムコトヲ要ナリ然レトモ事業ノ都合ニ依リテハ壯者先ツ移住シ事務ノ基礎略々定リタル後家族ヲ招クヲ可トス

團體移住 二十月以上相纏リテ移住スルトキハ種々ノ事ニ大ナル利益アリ殊ニ未開ノ原野ニ入り開墾ヲ爲サンニハ團結一致相助ケ相勵マシ勞苦忘レ難ラス知ラズ事業ノ抄取ルノミナラス斯ル移住ハ種々ノ共同心ヲ保持シ而モ土著ノ念ヲ鞏固ニスルノ利益アルカ故ニ其成效極ニ佳良ナリ今其一例ヲ下ニ掲ケリ

府縣知事ノ證明 移住シテ土地ノ貸付ヲ得ント欲スル者ニシテ府縣知事ノ證明ヲ受ケタルトキハ他ノ出願者ニ先チ土地ノ貸付ヲ得ルノ特典アリ

汽車汽船賃 内務省ニ於テ水道ヘ移住スル者ノタメ汽車汽船賃ノ無償又ハ割引券ヲ發シ府縣郡市役所警察署等ニ配布シアルヲ以テ移民ハ該役所ニ就キ之カ下付ヲ請フヘシ若シ住所ヲ有スル地ニ於テ割引券ヲ受ケタルコト能ハサルトキハ旅行先ノ

投所ニ於テモ之ヲ請求スルコトヲ得ヘシ而シテ此則引券ヲ携帶スル者ハ移住ノ往路ニ限リ北海道ノ鐵道ハ總テ無賃又其他ノ鐵道及汽船ハ概テ五割引ヲ得ルハ明治三十六年內務省告示第九十號ヲ看ルヘシ

移住ノ費用 旅費ハ距離ノ遠近ニ因リ異ナルハ勿論ナルモ道筋ノ遠方ニ依リ大差アリ詳シクハ本年二月發行北海道渡航案内圖ニ其道筋ノ一斑ト其汽車賃汽船賃ノ開列ヲ表示セルニ依リ之ヲ參照シ各自ニ於テ現住地ヨリノ道筋及汽車賃汽船賃並ニ割引額及旅行日數等ヲ取調ヘテ算出スルヲ要ス移住後ノ經費ハ其目的ニ依リ一様ナラス通常一區畫地一月分即チ五町歩ヲ開墾セントスル農民ニ在リテハ其移住地ノ便否家族ノ多少ニ因リ五十圓乃至百五十圓ヲ要セリ通例一月四人ニ對シ衣服夜具ノ類ヲ携帶スルモノトシ小屋掛費十四圓家具費九圓農具費二十六圓食料費八十七圓合計百三十六圓ヲ要シ其內家具農具ノ如キハ多量ノ旅費中ノ注意 多クハ宿屋等ニ船待其他徒ニ滞在シテ宿務ヲ多クシ或ハ船賃運送費等ニ開途ヲ生シ又乘船ノ際荷物ヲ別船ニ積込マン困難スルコトアルヲ以テ注意ヲ要ス若シ宿屋等ニテ不都合ノ所アルトキハ運送費等ニ開途ヲ生シ又乘船ノ際荷物ヲ別船ニ積込ム移住民三百人以上乗船スルトキハ警察官吏付添乗船ノ旨ニ付半若シ船中ニテ飲食物ヲ供給セス其他不當ノ所アリタルトキハ警察官吏ニ申告スルヲ要ス

北海道内ノ旅行ニハ到ル處ノ支應戸長役場區町村役場警察官ヲ信賴シ旅行ノ安全ヲ圖ルヘシ殊ニ函館小樽釧路大津釧路其内車賃汽船賃ノ割引券ヲ與ヘ或ハ割引ノ特約アル旅人貨物運送店等ヲ指示シ種々ノ世話ヲ爲スカ故ニ移住者ハ之ニ就テ總テノ事ヲ問合ハセバ便宜ヲ得ルコト少カラザラン

貸付スル土地 開墾牧畜者クハ植樹等ニ供セントスル土地ハ無償ニテ貸付セラルヘシ目下貸付スルハ石狩後志渡島膽振日高五國ノ各一圓十段釧路北見天鹽四國ノ大部トス其外宅地ニ供スル土地又ハ沿海ノ土地ハ何處ニテモ貸付セラルコトアルヘシ

貸付地積ノ制限 貸付スル土地ノ面積ハ一人ニ付半開墾ニ供スル土地ハ百五十方坪以下牧畜ニ供スル土地ハ二百五十方坪以下植樹ニ供スル土地ハ二百方坪以下トシ合社又ハ組合ニ於テハ右ノ二倍マテ出願スルヲ得ヘシ但シ組合ニシテ組合員中既ニ貸付地ヲ有スル者アルトキハ其地積ヲモ合算シテ右制限地積ヲ超過スルヲ得ズ

土地貸付ノ時期 區畫地ノ貸付時期ハ道廳ニ於テ告示シ且ツ官報ニモ掲載スルカ故ニ之ヲ見テ出願スヘシ又普通原野ハ何時ニテモ出願スルヲ得

土地貸付ニ關スル特典 府縣知事ノ證明ヲ有スル移住民ハ他ノ出願者ニ先チテ土地ノ貸付ヲ得ヘキ特典アリ且ツ二十月以上ノ納付金以内ノ規定存貯期間二年ナルトキハ初年二總月數ノ二分ノ一以上三年ナルトキハ初年二年ニ總月數ノ三分ノ一以上納付金ノ上ニ移住セントスル者ハ其移住ヲ爲スルマテ未移住者ニ貸付地ヲ豫定存貯シ又二十方坪以上ヲ以テ自作農ヲ爲ス者又ハ開墾移住者クハ開墾移住者ト同一ノ配當ヲ以テ二十月以上ノ小作人ヲ移住セシメントスル者ハ貸付停止中ノ土地ト雖モ貸付地ヲ豫定存貯スルヲ得ルナリ

貸付地豫定存貯期間 前項ニ依リ豫定存貯ノ許可ヲ受ケントスル者ハ規定書式ノ願書ニ府縣知事ノ證明書及財産證明書願書移住ニハ之ヲ要セス月積抄本ノ願書規則圖面等ヲ添ヘ直接本廳ニ送付スヘシ

土地貸付願書 土地ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ願書ニ起業方法書圖面及月積抄本ヲ添ヘ北海道支廳ニ送付スヘシ十方坪以上ノ貸付願書ニハ殊ニ官廳公署又ハ合社等ノ證明アル財産調查ヲ添付スルヲ要ス尙ホ十方坪以下ノ願書ト雖モ同様ノ財産調查ヲ添付シ原簿官廳ノ證明書若クハ添付ヲ有スルモノハ之ヲ其願書ニ添付スルヲ宜トス

明治三十七年新ニ貸付スル區畫地 本年新ニ貸付スル區畫原野ハ左ノ如シ

國名	郡名	地名	區畫概數	地積概算	地味	交通
石狩	樺戸	空知	大區	五五〇〇〇	肥瘠相混	不便
		音江	中區	一三三、五六一	中	不便
		トク	小區	七〇	肥瘠相混	不便
		字ワツカウエンハツ		一〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		字ルークシニハツ		一〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		字ソウウシ		二六〇、七三三	肥瘠相混	不便
		字ホロカトツク		五五〇、八〇〇	肥瘠相混	不便
		新十津川		一、六四五、〇〇〇	中	不便
		比布		三、九二〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		比別		二、五二五、〇〇〇	肥瘠相混	不便
後志	島牧	上川	大區	二、五二六、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		比布	中區	三、〇〇〇、〇〇〇	中	不便
		比別	小區	八八八、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		二、九〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		六七〇、三〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		二、八五七、五〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		三、六〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		一、六〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		ナ		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
渡島	山越	後志	大區	一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧	中區	一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧	小區	一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便
		島牧		一、〇〇〇、〇〇〇	肥瘠相混	不便

ルニ至リテ廢ス九月一日小祠ヲ建テ北野神社ヲ祭ル此神社ハ終ニ附近人民一同ノ氏神ト爲ル此年水害ヲ受クルコト二回明治三十三年農作物十分ノ收穫アリ貸付地ハ此年マテニ概ネ成功シテ付與テ受ケタリ明治三十四年亦水害アリ明治三十五年凶作ナリシモ明治三十六年ハ相繼ニ收穫アリテ疲弊ヲ回復シ餘裕ヲ生スルニ至レリ目下團體民ハ石川縣人二十四戶準團體民ハ和歌山縣人六戶宮山縣人二戶德島縣人三戶宮城縣人二戶ニシテ合計三十七戸ナリ其所有地ハ五十六區班(一區五町步)貸付地及入小作地等ヲ除キ平均一月六七町步ニシテ多キハ二十町步ニ至リ少キモ四町步ヲ下ラス作物ノ盛ナルハ燕麥小豆ニシテ粟米大豆玉蜀黍等之ニ次ク而シテ自家ノ食用ヲ除キ販賣スル所昨三十六年ニハ平均一月百六七十圓ニシテ多キハ五六百圓ニ達セリ

石川縣民ノ郷里ヨリ携帶セル資金ヲ調査スルニ多キハ千圓ニ至ルモ亦旅費ノミノ者モアリ概シテ一月ニ付キニ三百圓トス但シ其後郷里ニ在ル土地等ヲ賣却シテ取寄セタル者モアレハ前後總計ノ額ハ是ヨリ多カルヘシト云フ蓋シ此團體ハ其初數年間交通甚タ不便ナリシト數回ノ水害及凶作ニ遭ヒタルカタメ資金ヲ要スルコト多カリシモ緊要機マシ困難ノ際ニモ能ク事業ヲ擴張シ資金ヲ借進シタルハ頗ル感スヘキモノアリ而シテ今ヤ基礎略々定リタルハ今後ノ進歩ハ一層速ルヘキモノアリ

- 一團體民市田重太郎ハ最初ヨリ今日ニ至ルマテ熱心ニ團體民ノ世話ヲ爲シテ専モ志スル所ナシ殊ニ移住ノ初ハ嚴シク開墾ヲ督勵シタルハ團體民中切ニ感戴スル者モアリシカニ三年ヲ經テ其業ノ進歩スルニ至リ爾テ重太郎ニ心服シ爾後重太郎ノ指揮ニ遵フモノナリ
 - 一團體民ハ相繼シテ火災病疫其他厄ノ際ハ互ニ能ク救助セリ例ヘハ病氣ニテ農事ノ手後レト爲ル者アル場合ノ如キ團體民ハ一同出テ之カ手傳フ爲シ以テ生計ニ困難スルコトナカラシム
 - 一團體民カ勸進ニシテ農事ニ精勵スルハ附近人民ノ模範トスルニ足レリ
 - 一團體民ハ復業ヲ督勵シテ移住ノ如キハ絶エテ之ヲ爲ス者ナシ
 - 一團體民ハ地方稅村費其他納稅ニ關スル義務ヲ忠リタルコトナシ公共事業ニモ亦相應ニ盡力セリ
 - 一團體民ハ附近ノ人民ト圓滑ニ交際シ其間ニ衝突ヲ生シタルコトナシナラズ能ク共同シテ村内ノ平和ヲ維持セリ
- 機轉移住ノ第二例 奈良縣十津川村民カ水災ニ罹リ北海道ニ移住シテ新十津川村ヲ組織シタルヨリ一體ノ關係ヲ生シ今同村民五百五十五戶團體シテ北海道ニ移住スルコト爲レリ水移住者ハ移住資金トシテ一月二百圓ノ準備ヲ要スルモノト爲シ若シ之ヲ準備ノ出來サル者ハ團體民ニ加ヘサルコト爲セリ
- 十津川村會ハ團體移住者中全戶移住スル者ニハ三十四分家移住スル者ニハ十圓ヲ貸別トシテ贈與スルコトニ決議シ猶ホ大字部移住民一同ハ其部落ヨリ移住スル者ニ對シ全戶ト分家トヲ問ハス二月ニ付キ三十圓ヲ贈與スルコトニ決議セル部移住アリ

同郡曾野村實名生村ノ人民ニシテ十津川村團體ニ加入セントスル者五十餘戸アリ小川、國、四郷ノ三箇村ニテハ二百戶ノ團體ヲ組織シ十津川村ノ外ニ別箇ニ移住セント爲シテ、アリ此三箇村ハ十津川村團體ト少シク趣ヲ異ニシ一月ニ對シ百圓八十圓五十圓ト其村ニ依リ移住者ニ貸別スルコトニ決議スル同時ニ移住者ノ賣却スヘキ土地家屋ハ其大字部落ノ決議ヲ以テ相當價格ヲ定メ買取ルコト、爲シ若シ部落ノ居住民ニシテ其價格以上ニ買取ル者アルトキハ隨意賣却セシメ又他地方ノ人ニ賣渡ストキハ別別ヲ爲ササルコト、セリ其故ハ移住者ハ北海道ニテ五町步ノ地主ト爲リ賣村民ハ人口ノ減少ニ因リ從來假令ハ一段歩ヲ耕作セシラニ段歩ニ増加スル等ノ餘裕ヲ求メントスルハ一段ノ希望ナレハ他地方ノ人ヲ以テ地主ト爲スコトヲ欲セサルニ在リ

小川村大字津川居住五味助太郎ハ地方ノ有力者ナルカ幣ニ居民ノ困難ナルヲ憂ヒ早晩其者等ニ相當ノ方法ヲ授ケント苦慮シ居ルノ際ナルヲ以テ今同北海道移住ノ計畫アルヲ好機トシ一月二百圓ヲ程度トシ三月ニ對シ北海道移住ニ要スル資金ヲ貸付セント爲シ、アリ實ニ感スヘキ人ト謂フヘシ

○植林ニ依ル市町村資本財產造成獎勵ニ關スル件 內務省地方部ヨリ 明治三十七年三月十一日官報

植林ニ依ル市町村資本財產造成獎勵ニ關シ内務省地方部ヨリ各地方ニ對シ左ノ趣旨ヲ以テ通牒ヲ發セリ

市町村ニ於テ資本財產造成スルハ目下緊切ノ事業ニシテ内務省ハ極ニ標準條例ヲ示シ其獎勵ヲ促セリ爾來市町村ノ該條例ヲ制定スルモノ少カラズト雖モ多クハ金銀ノ蓄積ヲ以テ其主ナルモノトシ其以外ニ於テ地方適宜ノ方法ニ依リ規定スルモノ鮮シ其金額蓄積ノ方法タル固ヨリ不可ナル所ナシト雖モ各箇市町村ノ狀態ハ自ラ異ル處アリテ千篇一律唯金銀ノ蓄積ノミヲ以テ恰當ノ方法ナリト認ムル能ハス依テ他ニ適當ノ方法アルニ於テハ採テ以テ財產ノ増殖ヲ圖ルハ亦必要ノコトナリトス殊ニ市町村若クハ部落等ニシテ巨大ノ山林原野ヲ有スルニ於テハ採テ以テ財產ノ増殖ヲ圖ルハ亦必要ノコトナリトス殊ニ市町村方ノ課稅ニ對シ種々ノ制限アル今日ニ於テハ夫役ノ賦課若クハ勞力ノ贖出ニ依リ經營スルヲ得ヘキ植林事業タル資本財產造成ノ如キハ最モ時宜ニ適スルモノト認ム依テ左記標準條例及三重縣度會館瀨原村高知縣長岡郡天坪村條例ヲ添付スルヲ以テ市町村ヲシテ其植林ヲ進行セシメシコトヲ切望ス尙ホ鹿兒島縣ニ於テハ事局ニ鑑ミ今同新ニ各町村ニ令シ開墾紀念林トシテ町村山林ノ造成ヲ勸奨シ其植付ハ人民ヲシテ勞力ヲ密附セシメ以テ村費ニ影響ナキヲ期セリ同縣下ノ月數二十萬一月平均一段歩ノ割合ヲ以テ植付セシムルモノトセハ其得ル所ハ二萬町步ニシテ一町步ノ伐期ニ於ケル收入ヲ三千圓トセハ六千萬圓ノ巨額ヲ收利シ得ヘク又輪伐ノ方法ヲ行ハ、年收優ニ百萬圓ヲ得ルニ至ルヘシ

- 資本財產造成條例
- 第一條 本市(町村)組合ハ基本財產造成ノ爲メ條例ノ規定ニ依リ植林ヲ爲スモノトス
 - 第二條 植林地ハ本市(町村)組合(有)ノ土地何々ヲ以テ(本市(町村)組合)内何々區有ノ土地何々ヲ借入レ)之レニ充テ其ノ栽植スヘキ樹ノ種類ハ何々トス
 - 第三條 每年度ニ於テ栽植スヘキ樹數ハ何木以上トシ標準ノ段別ニ植付完了スルヲ以テ之ヲ止ム

第四條 植林ニ關スル費用ハ市(町村)町村組合(或ハ其ノ支出スルモノトス其ノ植付手入レニ關シテハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得
 第五條 公債ヲ起ス場合ニ於テハ市(町村)町村組合(或ハ其ノ支出スルモノトス其ノ植付手入レニ關シテハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得
 コトヲ得
 第六條 開伐輸伐植植及管理方法ニ關シテハ市(町村)町村組合(或ハ其ノ支出スルモノトス其ノ植付手入レニ關シテハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得)ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
 第七條 本條例ハ明治何年度ヨリ施行ス
 三重縣度會郡瀧原村 三十七年一月二十二日附
 基本財産造成條例
 第一條 本村ハ本條例ノ規程ニ依リ木村有山林三十二町步(毎年杉拾ノ積栽ヲナシ以テ基本財産ヲ造成ス
 第二條 植付ハ初年ニ於テ十萬本次年以後毎年二萬本以上ヲ植付ケ豫定ノ段別ニ植付完了スルヲ待テ止ム
 但漸次植付ヲ了シタル林地ニ對シテハ年々栽培保護ノ手入ヲナス可シ
 第三條 町村制第八十一條第二項ニ掲ケルモノ、外左ノ收入ハ第二條ノ造林費ニ充テ尙不足ヲ生スルトキハ村費ヲ以テ補足ス
 ルモノトス
 但シ基本財産ヨリ生スル收入ニシテ造林費ニ充テ猶餘裕ヲ生スルトキハ基本財産ニ編入スルモノトス
 一 基本財産ヨリ生スル收入
 二 歲計剩餘金
 三 國稅徵收法府縣稅徵收法ニヨリ收入スル交付金
 四 月雜法ニヨリ收入スル手数料
 第四條 公債ヲ起ス場合ニ於テハ村會ノ議決ヲ以テ其年ニ於ケル第三條ノ支出ヲ停止ス
 第五條 植付完了以後ニ於ケル下草刈取其他保護ニ關スル費用ハ村費ヲ以テ支出スルモノトス
 第六條 造林ニ關スル費用ハ總テ豫算ニ編入スヘシ
 第七條 村長ハ立木蓄積ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記帳ス可シ
 一 植樹ノ種類及數
 一 植栽ノ年月日
 一 樹木長數異動ノ年月日及事由
 一 栽培保護ノ要領
 第八條 本條例ハ明治三十五年度ヨリ實施ス
 高知縣長岡郡天坪村 三十七年三月二十五日附
 三十七年六月六日附

植林ニ關スル條例

第一條 本村ハ基本財産ヲ造林カ爲明治三十六年度ヨリ繼續事業トシ向三十箇年間植林ヲ爲スモノトス
 第二條 前條ノ植林ニ要スル土地ハ各區ニ於テ毎年若クハ一時ニ村有トシテ買得又ハ個人若クハ團體ノ土地ヲ借受クルモノト
 ス但借受ノ年限ハ少クモ五十年間以上ナルヲ要ス
 第三條 栽培スヘキ樹ノ種類ハ杉、扁柏、檜、松、樺ノ六種トス
 第四條 一箇年栽培スヘキ樹數ハ各種ヲ通シ三千本以上トス
 第五條 村有土地ノ買得樹種ノ栽培等ニ要スル金額ハ一箇年三十箇以上トス
 但經濟ノ都合ニ依リ増減スルコトアルヘシト雖モ前年度ノ國庫縣交付金、決算金額ヨリ減スルコトヲ得ス
 第六條 本條例ニ依リ買得スヘキ土地及栽培スヘキ樹類其他必要ナル事項等ハ毎年植付前村會ノ議決ヲ以テ之ヲ定ムルモノト
 ス
 ○戰時ニ於ケル地方經營事列 明治三十七年三月十八日官報
 今般内務省ニ於テ戰時ニ於ケル地方經營事列ヲ調査シ要領ヲ資ニ供スルタメ之ヲ各府縣(通稱セリ)
 勸勉力行以テ實力ノ充實ヲ圖ルハ常時固ヨリ國民ノ勉ムヘキ要道タリ而シテ今同ノ如キ空前ノ事變ニ際シテハ管ニ消極的節約
 ニ止ラス更ニ一層進テ各般ノ生業ニ向ヒテ其最善ノ途ヲ竭サスハアルヘカラス別紙精練ノ事項ハ地方長官ノ報告中僅ニ二三
 ノ事例ヲ掲ケタルニ過キス固ヨリ他ニ幾多難ト爲スニ足ルヘキモノ尠カラサルヘシト雖モ之ヲ要領ニ資ス
 (一)開戦紀念植林ノ經營 植林ノ經營ノ如キハ其費ニ所比較的少クシテ將來ニ得ル所ノモノ鉅大ナリ若シ夫レ一村一邑ノ人共
 カヲ費セテ其勞ニ從フコトアラザンカ多額ノ經費ヲ要セシテ優ニ其成效ヲ期スルヲ得ヘシ遊覽縣遊覽郡遊覽村、栃木縣上都賀
 郡栗野村山口縣美濃郡伊佐村、厚保村及別府村、愛媛縣喜多郡五十崎村、長野縣上水内郡信濃川尻村等ノ如キハ既ニ植林ニ依リ
 基本財産ノ増殖ヲ圖レリ今同ノ開戦ヲ機トシ血見島縣ニ於テハ新ニ各町村ニ令シテ開戦紀念ノ植林事業ヲ行ハシメントセリ
 今其方法ヲ觀ルニ縣下ニ月數二十萬アリ今若シ一月一段歩ノ植林ヲ爲ストセハ以テ二町步ノ森林ヲ得ヘク一町步ノ伐期收
 入ヲ三千圓ト見ルトキハ以テ六千圓ノ巨額ヲ得ヘシ又之ヲシテ輸伐ノ方法ニ依リ終始一貫將來ニ及ハ、年收優ニ一百万圓
 ニ達スヘキヲ望シ愛ニ開戦ヲ機トシ開戦紀念植林トシテ縣下各村ニ村有林ノ造成ヲ勸奨シ且ツ之カ植付ハ村民ヲシテ努力ヲ寄
 附セシメ以テ影響ヲ村費ニ及サ、ランコトヲ獎勵セリ實ニ機立ニ適セルモノト謂フヘシ
 (二)戰時農業上ノ經營 農家ハ其米稻ヲ以テ武器ト爲シ、薪薪ヲ開拓シ收穫ヲ倍從シ以テ農軍ノ戰功ヲ收メサルヘカラスハ中
 央農會カ地方ニ徹シテ其勤勞勸奨ニ努ムル所ナリ、並ニ栃木縣ニ於テハ郡市役所町村役場ニ對シ農事ニ關シ左ノ訓令ヲ發シテ
 農家ヲ警戒シ以テ生産力ノ増大ヲ圖レリ
 第一 青蟲ヲ驅除豫防シ貴重ノ穀物ノ一粒タモ使ヒテラレサル機今日ニ於テ用意スヘシ
 第二 肥料ニ付キテハ田畑ノ空間等ニ大豆、豌豆、豆、如キ肥料植物ヲ蒔キ之ヲ青刈シテ本年米田ノ綠肥ト爲シ秋收ニ至リテ

ハ、農業英育草ノ栽培ヲ普及シ地肥ノ製造ヲ改善シ肥料ノ供給ヲ豊富ナラシムヘシ

第三 麥作此種ノ期ヲ誤ラス且ツ乾燥ヲ免ナラシムヘシ

第四 不生苗ノ行爲ヲ戒メ遊惰放逸ノ風習ヲ一掃シ共ニ其努力ヲ生産ニ供給セシムヘシ

第五 同縣縣民ノ指導ヲ徹底シ遊惰トシテ成ムルノ旨趣ニ至リテハ極テ切ナルモノアリ其旨ニ曰ク国力ノ充實ニ付テハ特ニ注意スヘキハ金銀ト時間ナリ今者シ一人十錢ヲ浪費スルトキハ縣下八十萬ノ人衆ニシテ八萬圓ノ金銀ヲ損シ一人三時間ヲ空費スルトキハ正ニ二百七十餘年ノ長月ヲ徒過スルコトト爲ルヘシト亦以テ浪費ヲ警醒シ情民ヲシテ憂奮セシムルニ足ラン

(三) 戰時ニ於ケル種籾前産ノ獎勵 戰時ニ於テハ獨リ農業ニ止ラス一般ノ産業ニ付テモ亦以テ大ナラシムルニテアラサレハ取テ外國ノ時局ノ際ニ乘シテ我商利ヲ奪フノ計ヲ運ラズ者ナキヲ保セサルヘシ故ニ我實業ニ從事スルモノハ宜シク是等防禦採取ノ策ヲ講セサルヘカラストハ農商務省力既ニ懸ク地方ニ注意セル所ニシテ各府縣亦留意ノ茲ニ至レルモノ厚カラストセス大分縣ニ於テハ實ニ左ノ事ヲ以テ縣民ヲ勵發せしめ

一 外國貿易中農産物ノ輸出ハ專ラ歐米ニ在ルヲ以テ開戦ノ障礙多大ナラサルガ故ニ將來大ニ輸出ヲカムルコト

一米麥ハ八類馬匹ニ必要ニシテ缺クヘカラス食料ナリト雖モ本年ハ昨年ニ比シ田畑ノ養分缺乏セルヲ以テ肥料ヲ施シテ十分之ヲ培養セサルヘカラス然ルニ戰時ニ當リテハ大豆精餅類等ノ重要肥料ヲ得ルニ困難ヲ感スヘキヲ以テ糞肥堆肥等ニ依リ以テ肥料ヲ豊富ナラシムヘシ

一 韓國ノ外國貿易中我國ノ輸出ニ係ルモノノ七八占ムト雖モ戰時ニ於テハ多少其影響ヲ蒙ルコトアルヘキヲ以テ之レシテ留意シテ之カ輸出ニ励ムヘシ

一 遊洋漁業ニ於テモ韓國沿岸ノ狀況ニシテ若シ危險ノ虞アルトキハ警告ヲ與フヘキヲ以テ漁業者ハ奮テ其業ニ從事スヘシ

(四) 戰時ニ於ケル奉公の時習組合 勸業貯蓄ハ平時ニ於テハ必要ナリ殊ニ戰時ニ於テハ益々其必要ノ目前ニ迫レルモノアルヲ以テ國民タルモノノ専心一意勤勞ニ励ムコトアルヘカラス秋田縣ニ於テハ茲ニ觀ル所アリ他縣ニ先シ已ニ各市町村ニ報國貯蓄組合ナルモノヲ設ケシメ以テ貯蓄ヲ勸奨シ石川縣ニ於テハ戰時貯蓄組合準則ヲ定メ各戸必ス一月十錢以上ヲ蓄積セシメ滋賀縣ニ於テモ亦貯蓄組合ヲ設ケ其組合ハ一町村若クハ大字戸數ヲ標準トシ一月必ス一日五圓以上ノ割合ヲ以テ各自其分ニ應ジテ貯蓄セシムルコトト爲セリ夫ノ福岡縣カ勸業貯蓄ヲ其縣民ニ勸ムルニ當リ十年ヲ以テ之カ期ト爲シ最初ノ五年ヲ以テ軍費ヲ負擔シ後ノ五年ヲ以テ國力培養ヲ励ムヘシト謂ヘルカ如キハ洵ニ及時ノ至言ト謂フヘシ

(五) 戰時ニ於ケル協同儲蓄ノ市町村基本財産 平時ニ於テ協同一致副業ヲ營ミ規約ニ依リ任意ノ一村ノ基本財産ヲ造成スルモノ少カラス愛知縣西加茂郡平井村ノ如キハ夜業ヲ獎勵シテ自家用ノ蠶繅工ノ傍ラ毎月一月二付キ稲三房宛ヲ納ムルハシメ之ヲ村ニ納付シ納付ノ村ハ之ヲ賣却シテ基本財産トシテ蓄積セリ其他福島縣伊達郡東湯野村ノ如キ石川縣山白村ノ如キハ村民任意ニ金銀ヲ贈與シ以テ一村ノ基金ヲ増殖セリ亦以テ柳井ノ美風ヲ見ルヘシ殊ニ今同ノ事變ニ際シ石川縣ニ於テハ最少ノ軍實納納等ハ之ヲ轉シテ市町村學校基本財産等ニ寄附セシメ之ヲ經テ國債購募ノ方ニ向ケシムルトキハ國家及公共團體ノ利

益上一舉兩得ノ處ニナリトス專ラ此方法ヲ採ラシムルコトトセリ又山口縣ニ於テハ課税ノ餘裕アル者ハ之ヲ以テ基本財産ト爲シ同シテ軍事公債ニ應ジシムルノ計ヲ立テテ是レ皆時機ニ適シタル措置ナルヘシ

○徵兵ニ關スル件 明治三十七年三月十八日官報

本年徵兵總額者ニシテ即今御用船乘組中ノ者ハ徵集額アルヘキヤト香川縣知事ノ照會ニ於テ二月十二日對シ右ハ御用船乘組ノ故ヲ以テ徵集額額ノ餘額相減ラヌ尙ホ軍隊附屬員又ハ軍夫等ニ在リテモ同様ナリト陸軍次官ヨリ回答四月十六日

○徵兵ニ關スル件(大阪府)照會 明治三十七年三月二十九日官報

本年徵兵相當者ニシテ陸軍御用船乘組員タル者ハ職務ノ如何ヲ問ハズ徵兵検査ヲ執行シ徵集ニ應ジシムヘキハ勿論ノ儀ナレトモ若シ其船舶ノ本部外國開港場中ノ航路ヲ往復スルモノニシテ本意遊ナルトキハ海外旅券ノ付與ヲ願出フルノ際ナキ者モ之アルヘク右等ノ者ノ徵集額額額ニ添付スヘキ證明書ハ當該船長ヲシテ爲サシメ然ルヘキヤト大阪府知事ノ照會六月十二日對シ右ハ徵兵事務條例第五十五條ノ規定ニ依ルノ外致方ナシト陸軍省事務局長ヨリ回答二月二十日

○國定教科書ニ關スル件(文部大臣)官報 明治三十七年三月五日官報

國定教科書ニ關シ文部大臣官房圖書課長會田長ヨリ四月四日各地方長官(左ノ通牒ヲ發セリ

國定教科書ニ關シテハ詳細及御通牒候處往々教科書製造事業非常ニ遲延致候様候解致居向モ有之儀ニ相聞候就テハ御參考ノ爲卒業進捗ノ情況左ニ御通知致候

本年二月二十三日ノ調査ニ依レハ各都府縣知事ノ印刷了シタル冊數一千八百冊以上ニシテ教科書中ノ某種某卷ニ付テハ多少ノ過不足アルモノ前期分ノ需用總冊數ニ對シ既ニ約五百五十冊ヲ超過セリ其内製本完了ノモノ八百七十餘冊ニシテ需用冊數ニ對シ約六十萬冊ノ不足アルニ過キス二月末日迄ニハ右製本高進ニ需用冊數以上ニ上リタルコト尙モ疑フ容ナシ近來海陸運送ノ便平日ノ如クナラサルカ爲ニ用紙ノ運送ヲ來シ得テ印刷製本ノ功程懸期ノ如ク進行セサリシハ事實ナリト雖當事者ノ勉勵ニ依リ進シキ運送ヲ生スルコトナク既ニ略ホ來學年ノ需用ニ應スヘキ準備ヲ整頓シタル次第ニ付地方教育者ニ於テ此點ニ付御解決コトナカラントヲ希望致候

然レトモ三月以後ニ於ケル輸送上ノ都合如何ニ依リテハ來學年ノ始迄ニ供給ヲ爲スコト能ハサルニ至ルヤモ雖測ニ付糞ニ二月十六日付會甲二〇三號ヲ以テ及御通牒候次第ニ有之候間右通牒ノ趣旨ニ依リ來學年ニ於ケル授業上支障ヲ生セサル様ニ御配慮相成度存候

各都府縣知事ノ製造シタル教科書冊數ハ既ニ略ホ各府縣ノ需用ヲ充スコトヲ得ヘキニ付陸海間ハ斯モ運送ノ途アル場合ニハ教科書ノ發送ヲ阻リサル様發行ハシテ示致候得共萬一地方販賣者ヨリ十分ノ注文ヲ適當ノ時期ニ發セサルトキハ運送ノ便否如何ニ拘ラス供給ノ遲延ヲ來スヘキニ付此點ニ關シテモ亦二月四日付會甲一二一號ヲ以テ及御通牒候通牒御注意相成度候若シ何等カノ理由ニ依リ販賣者ノ手ヨリ迅速ニ教科書ヲ供給スルコト能ハサル場合ニ於テハ市町村役場ヨリ便宜翻刻發行ハシ直接注文ヲ發スルモ發行ハ直ニ其注文ニ應スヘキ候

○清國ニ於ケル本邦登録簿保護ニ關スル件(内務省警保局長ヨリ臺灣總督府
 本年一月十九日批准公布セラレタル追加日清通商航海條約第五條ニ據リ清國ニ於テ本邦ノ登録簿保護ニ保護ヲ與フルコト、爲リ
 タルモ同國政府ニテハ未ダ登録簿ノ設立登録手續ノ制定等急ニ相運ハサルヲ以テ外務省ニ於テハ清國外部ニ協商シテ登録簿開設
 ノ節ハ最前ニ登録セラレハキ便宜ヲ出願者ニ得セシムル爲メ右開局ニ至ル迄在上海總領事館ヲシテ今日ヨリ帝國臣民ノ出願ヲ受
 理セシメ清國相當官衙ニ轉交存案セシムルコトニ取扱ノ議決定セル趣外務大臣ヨリ内務大臣ニ通知アリタルヲ以テ該保護願ヲ提
 出セシトスル者ハ左記様式ニ依リ願書ヲ同領事館ヘ提出スヘク尤其ノ登録簿ナルコトヲ證明スルニハ明治三十二年六月二十八日
 内務省令第二十八號第四條ニ依リ願書又ハ抄本ノ下付ヲ得テ添付スルコトヲ證明スルニハ明治三十二年六月二十八日
 上海總領事館ニテ取扱手續トシテハ書籍ノ幾種タルヲ問ハス同一出願者ニ在リテハ一願書ニ對シ金三圓ノ收入印紙貼用ヲ要
 スヘシ右ノ旨今六日内務省警保局長ヨリ臺灣總督府民政長官及府廳長官ヘ通牒セリ
 (様式略ス)

○二部教授施行ニ關シ學級編制方ノ件(熊本縣伺 明治三十七年三月二十四日)
 現制ニ於ケル四箇年ノ小學教育ノ效果ハ甚不満足ナルカ故可成速ニ之ヲ八箇年トセサルヘカラサルハ多言ヲ要セサル次第ニ有之
 然レトモ民度人情ノ概ニ該年限ノ延長ヲ容レサルモノアルヲ以テ本縣ニ於テハ務メテ尋常小學校ニ二箇年ノ高等小學校ヲ併置セ
 シム以テ一般ノ兒童ニ六箇年ノ教育ヲ受ケシメントシテ獎勵セリ就テハ普通編制ノ方法ニテハ今日ノ經濟界經費支出ノ困難妙カ
 ラサルニ付二部教授ノ制ニ依ラシムルコトトセリ然ルニ二學級ノ尋常小學校ニ二箇年ノ高等小學校ヲ併置スルモ其高等小學校ノ
 兒童數僅少ニシテ之ヲ尋常小學校ニ合シ學校全體ヲ二學級トナシ得ヘキ兒童數アル場合及單級ノ尋常小學校ニ二箇年ノ高等小學
 校ヲ併置シタル場合ニ於テハ尋常小學校ノ兒童ニ高等小學校ノ兒童ヲ合シ尋常一、二、三學年ヲ以テ一部トシ尋常四學年高等一、二
 學年ヲ以テ一部トスル等適宜之ヲ二部ニ分テテ教授スル備差支之ナキヤ何分ノ儀電報ヲ以テ御指令相成度
 (文部省普通學務局長)回答 明治三十七年三月三十一日
 差支ナシ

○臺灣修履ニ關スル件(高知縣照會 明治三十七年四月七日官報)
 衛器販賣者種ノ取締修履ニシテ金屬ニアラサルモノ、修履ヲ爲サントスルニ當リ、グラムトテ除キ實ニ屬スル分銅ノミヲ備ヘ其
 一種ノ修履ヲナサントスルハ差支ナキヤトノ高知縣知事照會ニ對シ右ハ度量法施行細則第五十七條規定ノ分銅全部ヲ備フルコ
 トヲ要スト農商務省商工局長ヨリ回答 五日セリ

○登錄簿保護願書提出ニ關スル件(地方官署ヨリ臺灣總督府民政長官
 本年一月批准公布セラレタル追加日清通商航海條約第五條ニ依リ清國政府ハ同國ニ於テ本邦ノ登録簿保護ニ保護ヲ與フルコトヲ
 約請シタルモ未ダ其取扱官衙及登録規則等制定ノ遲ニ至ラサルヲ以テ右決定ニ至ル迄ノ間在上海帝國總領事館ニ於テ帝國臣民ヨ
 明治三十七年四月 附錄 内務省 農商務省

リ提出スル願書ヲ受理シ清國相當官衙ニ轉交存案スルコトニ相成リタルヲ以テ該保護願ヲ提出セントスル者ハ左記様式ニ依リ願書ヲ同領事館ニ提出スヘク尤モ右出願ニ付テハ特許局ノ證明書ノ添付ヲ要スヘキヲ以テ該證明ヲ請求セントセハ左記ノ様式ニ依リ特許局ニ願書ヲ提出スヘキ旨去月二十八日附ヲ以テ特許局長ヨリ兼海關總督府民政長官、北海道廳長官、府縣知事、各商業會議所及軍ナル同業組合ニ通牒セリ

(様式及書式略ス)

○耕ノ内面ニ鑿著スヘキ物質ノ件(東京府)照會 明治三十七年四月十四日官報
 耕ノ内面ニ鑿著スヘキ物質ハ施行細則第十四條ニ依リハ錫又ハ「ニッケル」ノ二種ニ限ラル、モ「アルミニウム」ヲ之ニ代用シ若シカラスヤト東京府知事ノ照會ニ對シ農商務省商工局長ヨリ代用差支ナキ旨今般回答セリ

○徵發事務條例ニ關スル件(留守第十師團參謀長)賀臨 明治三十七年六月十五日官報

徵發事務條例第三十九條但書ニ依リ徵發物件ノ差出場所ヲ徵發區外ニ設ケタル場合ニ於テ其評價委員タル係民採用方ニ付左記ノ件疑義相生候間及宜備候

- 一 徵發事務條例第五十五條ニ「徵發區ニ從ヒ(中略)其町村云々」トアルヲ以テ徵發區内ノ住民タルヲ要スル儀ナルヤ又別註ニ「評價ヲ爲ス場所トアルヲ以テ徵發區外ニ差出場所ヲ設ケタル場合ニハ其區内ニ該當町村ナキヲ以テ差出場所ノ屬スル他區ノ町村ニテ採用スル儀ナルヤ
- 二 若シ前項後段ノ解釋ヲ正當トスルトキハ第五十六條ニ依リ評價人ノ選舉ハ徵發區地方吏ノ權利ニ屬スルヤ又ハ差出場所ノ屬スル他區ノ地方吏若クハ採用町村長ノ權利ニ屬スルヤ
 (陸軍省副官)回答
 左ノ通御承知相成度

- 第一項 後段御見解ノ通差出場所ノ屬スル他區ノ町村ニテ採用スル儀ナリ
- 第二項 前段御見解ノ通徵發區地方吏ニ於テ選舉スヘキモノトス

○清國政府(提出スル商標及版權保護願書)ニ關スル件(特許局通牒) 明治三十七年六月一日官報

追加日清通商航海條約第五條ニ依リ清國政府(商標保護願書)ノ遞送程序方ヲ在上海帝國總領事(出願スル者)增加セシカ該出願者中往々不完全ナル願書ヲ提出スル者モアリ無用ノ手数料掛クルコト對カラサルヲ以テ右出願者ハ今後左記ノ各項ヲ注意スヘキ標營業者(夫ミ垂論アリ)タキ旨去月三十日附ヲ以テ特許局長ヨリ兼海關總督府民政長官、北海道廳長官、各府縣知事、各商業會議所及兵庫縣總督同業組合等(通牒セリ)

- 一 願書ノ字體ハ總テ正楷ヲ以テ字畫ヲ正シク認ムヘシ字體ノ不明瞭ナルモノハ清國官廳ニ送付スルモ錯誤ヲ生スルノ虞アリニ依リ之ヲ願人ニ返戻スルコトアルヘシ
- 二 願書中ノ要項ハ必要ニ應ジ漢譯若クハ英譯シテ差出サシムルコトアルヘシ
- 三 出願人ノ姓名及會社名又ハ商標名等ニシテ巴ムヲ得ス假名文字ヲ使用スルモノハ總テ片假名ニテ明確ニ書寫スヘシ
 (例) 婦人ノ名「ネル」會社「キネチン」等ノ如シ
- 四 願書一通ニ對シ領事館ノ手数料ハ三四トス一人ニテ數種ノ商標ヲ所有スル者ハ一通ノ願書ニ附帶シテ出願スルコトヲ得但シ清國政府ニ於テ徵收スヘキ登録手数料ハ追加規則ノ發布ヲ待テ別ニ其指定額納付ノ手續ヲ爲スヘキモノトス
- 五 日本政府ノ登録ヲ經サルモノ及當該願書ノ證明書(版權ハ登録簿ノ原本)ヲ添付セサル願書ハ之ヲ受理セズ但シ清國政府ニ於テ亦用スヘキ商標ハ追加規則ニ於テ登録規則發布ノ上取扱手續ヲ定ムヘシ

六 日本人ニシテ外國政府ノ登録ヲ受ケタル商標ハ其所屬官廳ノ證明書ヲ添付スルヲ要ス
 登録出願ニ關スル權利上ノ問題ヲ生スル場合ナシトモ限ラサルヲ出願人ハ豫メ該商標ノ處置ヲ爲スルノ心得ヲ要ス
 七 出願人ハ現ニ上海ニ在住シ以上各項ヲ代辦スルコト足ルヘキ代理人ヲ定メ出願ノ際委任狀ヲ添へ其姓名ヲ届出テ置クコト便
 利ナルヘシ
 從來已ニ出願ヲ經タルモノハ此際直ニ前記ノ手續ヲ爲シ置クコト便利ナルヘシ
 因ニ此ニ當節ハ在上海乍浦路十八號河内常徳ニ登録代辦業ヲ特許セシニ依リ他ニ適當ノ代理人ナキ向ハ同人ニ囑托スル
 方便利ナルヘシ

○徴税ノタメ債主ニ支拂フヘキ賠償金取扱方ノ件 明治三十七年八月二十六日官報
 徴税ノタメ債主ニ支拂フヘキ賠償金取扱方ノ件ニ付キ栃木縣知事ノ問合 同日附
 付セラレタル現金ハ最早政府ノ保管ニ屬セサル次第ニ付キ從テ 現金出納官吏ノ取扱フヘキ筋ノモノニアラサル旨大藏省主計局長
 ヨリ回答 同日附セリ

○明治三十三年各市区現在結婚離婚生産死産死亡數 明治三十七年八月三日官報
 明治三十二年各市区結婚離婚生産死産死亡ノ數ハ内閣統計局ニ於テ同年ニ屬スル人口動態調査ノ統計小票ニ依リ之ヲ調査シ明治
 三十六年六月九日ノ官報ニ掲載セリ今又同局ニ於テ同一ノ方法ニ依リ調査セル明治三十三年五十三市五區ノ結婚離婚生産死産死
 亡ノ數ハ左ノ如シ

市区名	結婚		離婚		生産		死産		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
東京市	九,七五五	一,六〇五	一,七四二	一六,九〇〇	三,三三二	一,六〇二	一,三六六	二,九六八	一四,四五九	一三,四〇二
京都市	二,五〇八	四,七三三	五,〇六二	四,九六七	一〇,〇二九	五,〇六	三,七五	八八一	三,八八九	三,八一九
大阪市	五,〇三三	八,三三	九,六三三	九,二六七	一八,八九〇	一,〇六七	八三三	一,八八九	七,九九二	八,一六九
堺市	三,五八	六,九	八,五	七,八七	一六,三	五八	四九	一〇七	六,二〇	六,六五
横濱市	九,八〇	一,四二	一,七四七	一,七二五	三,四七二	二二	一五八	三六九	一,三〇六	一,一八五
神戸市	一,五二	二,八一	三,四八	三,〇九二	六,四四〇	四八八	三八	八六九	二,六四二	二,一八六
姫路市	一,九七	四,四	三,四八	六,四四〇	四八八	三八	三八	一	二,六四二	二,三九八
長崎市	六,三六	一,〇三	一,〇三	九,七五	一,九八七	一,五〇	二二五	二七五	二,八〇	二,六一
新潟市	五,七六	一,三五	一,〇三	七,七八	一,九八七	一,五〇	二二五	二七五	九八四	八〇四
水戸市	一,八七	二,八一	三,一一	三,一一	一,五九六	九四	七三	一六七	七二八	六三八
前橋市	二,八九	二,一一	三,一一	三,一一	六三二	五〇	三九	八九	二七七	二〇七
高崎市	二,六五	二,一一	三,一一	三,一一	一,二二〇	六六	六四	一三〇	三三三	三六七
宇都宮市	二,二四	二,一一	三,一一	三,一一	七五〇	四	三八	七九	二四八	二二〇
合計	二,二四	二,一一	三,一一	三,一一	一,〇〇〇	六六	六四	一三〇	三三三	三六七

○清國ニ於テ商標ヲ使用セントスル者注意方ノ件(特許局照會) 明治三十七年九月六日官報
 今般清國ニ於テ商標登錄假規則ヲ制定シ我本年十月二十三日ヨリ施行スルコトニ爲リタル處其第二十五條ニ依レハ同國ニ於テ登錄局開設以前條約上ノ保護ヲ受クルタメ同國相當官衙ニ書類ヲ提出存案セラレ居ル商標ハ適法ノ出願ト認メ登錄セラレ、ノ利益アリ就テハ從來本邦ニ於テ商標ノ登錄ヲ得タルモノニシテ清國ニ於テ該商標ヲ使用セントスル者ハ登錄局開設以前其登錄商標ニ付キ特許局ノ證明ヲ得テ登錄書類ヲ同國相當官衙ニ提出スル方便宜ナルヘシ然ルニ特許局ノ證明ヲ得テ存案シタルモノ比較的小數ナルニ付キ此際營業者ニ夫々注意方本月二日附テテ特許局長ヨリ北海道廳長官 臺灣總督府民政長官 各府縣知事 各商會會所及重ナル同業組合(照會シタリ)清國商標登錄假規則同施行細則ハ次ニ載ス)

商標登錄假規則

- 第一條 凡内外商人ニシテ商標ヲ專用セント欲スル者ハ此規定ニ依リ登錄ヲ受クヘシ
- 第二條 商標ハ特別顯著ノ圖形文字、記號ヲ以テシ或ハ三者俱ニ備ハリ若クハ一二ヲ組成シタルモノヲ以テ商標ノ要領トス
- 第三條 商標ハ註冊局ヲ設立シ專ラ登錄事務ヲ取扱フ
- 第四條 天津上海兩海關ヲ商標掛號分局トナシ附近ノ登錄出願者ニ便ニス
- 第五條 凡ソ登錄ヲ出願スル者ハ該掛號分局ヲ經テ提出スルコトヲ得
- 第六條 願書内ニハ明細書ヲ添付スヘク又其明細書内ニハ商標見本三通ヲ添付シ且ツ其見本ノ略解及本則施行細則内ニ定ムル所ノ類別並商標ヲ使用スヘキ特定ノ商品トヲ明確ニ記載スヘシ
- 第七條 若シ掛號分局ヲ經テ提出セントスルトキハ願書及明細書ニ副本各一通ヲ添付スヘシ
- 第八條 註冊局ハ受付ケタル願書ヲ調査シ適法ト認メタルトキハ六箇月間之ヲ留置キ其間他人ノ出願シタルモノト抵觸スルモノナキトキハ即チ該商標ヲ登錄スヘシ
- 第九條 若シ同種ノ商品及相似セル商標ノ登錄ヲ出願スル者ニ對シテハ最初ニ出願セル商標ノ登錄ヲ許可スヘシ若シ同日同時ノ出願ニ係ルトキハ均シク之ヲ登錄スヘシ
- 第十條 外國ニ於テ既ニ登錄シタル商標ニシテ其登錄ノ日ヨリ起算シ四箇月以内ニ其ノ商標ノ登錄ヲ出願スル者ハ其外國ニ於ケル原登錄ノ時日ニ依リ登錄スヘシ
- 第十一條 左ノ各項ニ該當スル商標ハ登錄ヲ許可セズ
 - 一 秩序風俗ヲ害スルモノ或世人ヲ欺瞞スルモノ
 - 二 政府專用ノ印章文字(國號、官衙關防ノ鈐印等ノ類)及國旗軍旗勳章ノ模寫ヨリ成ルモノ
 - 三 他人ノ登錄商標又ハ出願前二年以上清國ニ於テ公然使用シ居ル商標ト同一若クハ類似ニシテ同種類ノ商品ニ用ユルモノ
 - 四 著名ノ名類ノ認ムヘカヲサルモノ
- 第十二條 凡ソ内外商人ヲ論セス商標專用年限ハ本局登錄ノ日ヨリ起算シ二十箇年ヲ以テ期限トナス其已ニ外國ニ於テ登錄セル商標ニシテ本則ニ據リ登錄ヲ出願スル者ノ專用年限ハ其原登錄年限ニ從フ但シ二十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 專用年限滿期ノ後尙ホ其ノ商標ヲ續用セントスル者ハ滿期前六箇月以内ニ延期ヲ出願スルコトヲ得

第十一條 登録商標主若シ其ノ商標ノ專用權ヲ讓渡シ或ハ他人ト其營業ヲ共ニスルトキハ直ニ註冊局ニ其登録ヲ出願スヘシ

第十二條 登録商標ニシテ第八條第一號第二號又ハ第四號ニ違反シタルモノナルトキハ註冊局ハ其登録ヲ取消スヘシ

第十三條 登録商標ニシテ若シ第六條及第八條第三號ニ違反シタルモノナルトキハ利害關係者ハ其登録ヲ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ登録後三年ヲ經タルモノハ此限ニアラス

第十四條 註冊局ハ登録ヲ出願シタル商標ニシテ適法ナラサルモノト認メタルトキハ其理由ヲ明示シ登録ヲ許可セス

第十五條 前條ニ於ケル不許可ノ査定ニ服セサル者ハ査定ノ日付ヨリ三箇月以内ニ理由ヲ具シ註冊局ニ再審査ヲ出願スルコトヲ得

第十六條 商標登録出願者或ハ商標主ニシテ清國ニ在ラサル者若クハ註冊局ヲ距離コト遠隔ナル者ハ適當ノ者ヲ擇テ經手代理人トシ之ヲ届出ツヘシ

第十七條 若シ商標登録簿ヲ謄寫シ又ハ閲覧セントスル者ハ註冊局若クハ掛號分局ニ出願スヘシ若シ局ヲ距離コト遠隔ナル者ハ經手代理人ヨリ出願スルコトヲ得

第十八條 註冊局ハ登録商標及取消ニ關係アル各事項ヲ記載シタル商標公報ヲ發行シ之ヲ公衆ニ布告スヘシ

第十九條 商標ノ專用權ヲ侵害スル者アルトキハ商標主ニ於テ之ヲ控訴シ查明ノ上賠償ノ責ヲ負ハシムルコトヲ得

第二十條 商標侵害者ノ控訴アリタルトキハ左ノ如ク處辨スヘシ

一 若シ被告カ外國人ナルトキハ即チ該地方官ヨリ當該領事ニ照會シ立會審判ス

二 若シ被告カ清國人ナルトキハ即チ該領事ヨリ當該地方官ニ照會シ立會審判ス

三 若シ兩者均シク外國人ナルカ或ハ均シク清國人ナルトキニ於テ被告セラレタル商標侵害事件ハ各所管官廳之ヲ處辨シ保護スヘシ

第二十一條 若シ左記各條ヲ犯スモノハ一年以内ノ監禁及銀三百兩以下ノ罰金ニ處ス但シ被告者ノ控訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

一 同種ノ商標ニ使用センカ爲メ他人ノ登録商標ヲ模造シ或ハ之ヲ販賣シタル者

二 商標ヲ模造シ而シテ同種ノ商品ニ使用シ又ハ情ヲ知テ其商品ヲ販賣シ若クハ販賣センカ爲メ該物ヲ所藏シタル者

三 模造ノ商標ヲ以テ看板廣告等ニ使用シタルモノ

四 他人ノ登録商標ヲ有スル容器(即チ瓶、罐等)類ニ封等ナルコトヲ知テ之ヲ同種ノ商品ニ使用スル者或ハ情ヲ知テ其商品ヲ販賣シタル者

五 明カニ他人ノ登録商標ヲ侵害スヘキ物品タルコトヲ知テ故意ニ各港ニ輸入シタル者

第二十二條 若シ以上各條ノ事實アルトキハ其製造シタル商標及商標ヲ製造シタル器具ヲ沒收シ其ノ商標ト分離スル能ハサル商品或ハ容器若クハ看板ハ之ヲ破毀スヘシ

第二十三條 凡ソ商標ノ登録出願、登録費交付等ニ付テハ内外人ニ拘ラス左記各項ノ公費ヲ納付スヘシ

一 登録出願	一件毎ニ關平銀五兩
一 登録及登録費交付	一件毎ニ關平銀三十兩
一 共用標渡ノ登録	一件毎ニ關平銀二十兩
一 清期ニ際シ延期再登録ノ出願	一件毎ニ關平銀二十五兩
一 商標登録ノ文書、謄寫(百字ヲ超ユル者)	關平銀二兩
一 來局者帳簿ノ閲覧	關平銀一兩
一 登録證書遺失ニ依リ證書再下付ノ出願	關平銀十兩
一 商標侵害等ノ届出	關平銀五兩
一 再審査ノ出願	關平銀三十兩
一 登録取消ノ出願	關平銀五兩
一 相續人ニ讓渡ノ爲メ證書換ノ請求	一件毎ニ關平銀五兩

第二十四條 本規則ハ光緒三十年九月十五日ヨリ施行ス

第二十五條 本局カ開設セラレサル以前條約ニ照ラシ互ニ保護セラルヘキモノニシテ既ニ相當ノ官衙ニ提出立案シタル商標ハ本局ニ於テ其出願ヲ適法ト認ムヘシ

第二十六條 本局カ開設セラレサル以前外國ニ於テ已ニ登録シタル商標ハ本局開設後六箇月以内ニ該商標ノ登録ヲ出願スヘシ本局ハ此商標ヲ以テ出願ノ最先者ト認ムヘシ

第二十七條 本局カ設立セラレサル以前ニ於テ各地方官ノ出示保護ヲ經タル商標ト雖モ若シ本局開設後六箇月以内ニ本則ニ依リ登録ヲ出願セサル者ハ即チ保護ノ利益ヲ享有スルコトヲ得ス

第二十八條 前三條ノ事項ハ第五條ニ定ムル規定ニ關係スルコトナシ

以上ノ假規則ニシテ未タ盡サ、ル事項ハ商標規則實施ノ後再ヒ酌量増補スヘシ

商標登録施行細則

第一條 凡商標ニ關スル願書明細書等ハ一件毎ニ一通ヲ作成シ出願人ノ姓名、住所及出願ノ年月日ヲ均シク明白ニ記載スヘシ願書明細書内ノ文字ハ漢文ヲ用ヒ其外國文字ヲ用ユルコトアルトキハ亦漢譯文ヲ附スヘシ

第二條 本局行細則ニ書式ノ定アルモノハ凡テ定式ニ從テ認ムヘシ

第三條 若シ經手代理人カ來局出願スルトキハ委任狀ヲ提出スヘシ

第四條 掛號分局カ願書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ保存シ其正本ヲ註冊局ニ送達スヘシ

第五條 註冊局ニ於テ願書ヲ受理シタルトキハ該書類ニ番號ヲ記入シタル後該番號ヲ出願人ニ通知スヘシ出願人カ通知ヲ受ケタル後若シ商標ニ關係シテ申出ラ要スル事件アルトキハ該願書ニハ右ノ番號ヲ記載シ以テ本局調査ノ便ニ供スヘシ

第六條 既ニ登録ヲ受ケタル商標ニ關シ出願スルトキハ必ス登録簿號ヲ記載スヘシ

第七條 出願人ニシテ最初掛號分局ヲ經テ出願シタル者爾後文書ヲ進達シ或ハ商標印版登錄費等ヲ送付スルトキハ凡テ該分局ヲ經テ提出スヘシ

第八條 掛號分局ニハ一帳簿ヲ備ヘ收録ノ順序出願ノ要領及其ノ許否ヲ詳細ニ記載スヘシ

第九條 外國ニ於テ登録シタル商標ノ登録ヲ出願スルトキハ本國政府ノ登錄簿ノ原本ヲ提出スヘシ

第十條 商標ノ續用ヲ申請スルトキハ登録簿ヲ提出スヘシ若シ外國ニ於テ既ニ續用ヲ許可セラレタル者ハ該續用許可證ノ寫ヲ提出スヘシ

第十一條 凡ソ願書、明細書、商標見本カ不分明不完全ナルトキハ註冊局ハ一定ノ期限ヲ定メ之ヲ訂正完備セシメタル上更ニ提出セシムヘシ

第十二條 登録ヲ出願スル者及他ノ事件ヲ出願スル者ニシテ若シ登録規則ノ定ムル期限若クハ註冊局カ其都度指定シタル期限ニ依リ手續ヲナサ、ル者(該期限ハ本局ノ官報ニ於テ公告スル)ハ其中請ニ對シ該期限ニ及ハサルヘシ

第十三條 註冊局ハ出願シタル商標ヲ審査シ適法ト認メタルトキハ之ヲ登録シ併セテ之ヲ出願人ニ通知ス

第十四條 出願人カ前項ノ通知ニ據シタルトキハ註冊局ノ指定シタル期限内ニ登録費及商標印版費ニ前項ノ通知書原文ヲ本局若クハ掛號分局ニ送付スヘシ

第十五條 註冊局若クハ掛號分局カ登録費及商標印版費ヲ受理シタルトキハ前項ノ通知書原文内ニ領收ノ印章ヲ押捺シ出願人ニ還付スヘシ

第十六條 掛號分局カ前項ノ通知ヲ受理シタルトキハ速カニ註冊局ニ報告スヘシ

第十七條 商標印版ハ毎月末ニ締切リ註冊局ニ送付保存シ以テ公報登載スヘシ

第十八條 出願登録各種ノ公費ハ毎月末ニ結算シ註冊局ニ送金スヘシ

第十九條 出願人カ第十三條第二項ニ定ムル所ノ手續ヲナシタルトキハ註冊局ハ直チニ其登録ヲ許可シ登録簿ヲ交付ス

第二十條 商標ノ印版ハ本局或ハ金局ヲ用ユ其版面ノ厚サ七分五厘トシ長サ四寸幅三寸ヲ越ユルコトヲ得ス

第二十一條 登録規則第十三條ニ依リ登録シタル商標ノ取消シヲ出願スル者ハ願書正副二通ヲ提出スヘシ

第二十二條 右願書内ニハ取消ノ理由ヲ可成詳細ニ記載シ若シ該標物件アルモノハ願書ニ添付シテ提出スヘシ

第二十三條 前條ノ出願アリタル時ハ註冊局ハ原本ヲ保存シ副本ヲ發售人ニ交付シテ一定ノ期限内ニ該告訴ニ對シ辯明セシメ雙方ノ陳述如何ヲ斟酌シテ處辨スヘシ

第二十四條 願書ヲ取消スモノ若シクハ商標主ニシテ其商標ヲ用ヒサルモノ或ハ營業ヲ停止シタルモノアルトキハ註冊局ハ速ニ登録簿ヲ還付セシムヘシ

第二十五條 商標ノ專用權ヲ相續人ニ於テ繼續使用セントスル者ハ其證據ヲ註冊局ニ提出シ登録簿ノ書換ヲ申請スヘシ

第二十六條 登録規則第十一條ニ定ムル所ニ依リ既ニ登録ヲ受ケタル商標ヲ他人ニ讓渡シ或ハ他人ト其營業ヲ共ニスルトキハ願書ニ其本國政府ノ登録簿ノ原本ヲ提出スヘシ若シ前項ノ事情アルトキハ原簿ニ添記登録シタル上登録簿ノ裏面ニ添記シ該證據ヲ願書中納入ニ還付スヘシ

第二十七條 登録商標主ノ住所或ハ經手代理人ニ移動アルトキハ其旨速ニ届出ヘシ

第二十八條 申請人ハ以下列記シタル類別ニ從ヒ商標ヲ使用セントスル商品ヲ指定スヘシ若シ該商品ノ類別ヲ指定スルトコト能ハサルトキハ註冊局ヨリ之ヲ指定スヘシ

第一類 化學品藥劑含藥物及醫藥補助品

第二類 礦物 鹽類 亞爾加里類 燐 石鹼 酒精 食鹽 石灰 硫酸 礬泉 各種ノ鹽材 寶藥即丸散膏丹 糖膏 糖粉 糖脫

第三類 染料 顏料 塗料

第四類 藍 藍靛 紫根 綠青 洋靛 桑丹漆 假漆 油漆 靛藍等

第五類 香料 化粧品 齒牙頭髮及皮膚磨洗料

第六類 香水 香油 髮膏 線香 脂粉水 齒粉 洗面粉等

第七類 金屬片 金屬及已成之材料

第八類 生鐵片 鋼鐵 鋼線 鐵板 鐵線 鋼板 銅板 銅線 淨鉛 淨錫 錫 合金等

第九類 金銀製品

第十類 打物等

第十一類 刺器及尖刀器

第十二類 鋸 鋸 鋸 鋸 斧 鐵 剃刀 針 釘等

第十三類 貴金屬 寶玉類及其製品與象真品

第十四類 金 銀 白金 紫銅 金剛石 珊瑚 瑪瑙 水晶等

第十五類 建築用又裝飾用礦物質其他之物料

第十六類 塞門德 粉糖灰 石料 土源膏等

第十七類 陶磁器及土器類

第十八類 陶器 磁器 土器 瓦 煉瓦等

第十九類 貴金屬製器

第二十類 玻璃板 玻璃管 玻璃球等

第二十一類 各種ノ機械裝置及其各部

ハ願書ニ讓渡人願受人双方連署シタル上登録簿及契約書原本一通ト共ニ註冊局ニ提出スヘシ其既ニ外國ニ於テ登録シタル商標ハ其本國政府ノ登録簿ノ原本ヲ提出スヘシ若シ前項ノ事情アルトキハ原簿ニ添記登録シタル上登録簿ノ裏面ニ添記シ該證據ヲ願書中納入ニ還付スヘシ

第二十二條 登録商標主ノ住所或ハ經手代理人ニ移動アルトキハ其旨速ニ届出ヘシ

第二十三條 申請人ハ以下列記シタル類別ニ從ヒ商標ヲ使用セントスル商品ヲ指定スヘシ若シ該商品ノ類別ヲ指定スルトコト能ハサルトキハ註冊局ヨリ之ヲ指定スヘシ

第一類 化學品藥劑含藥物及醫藥補助品

第二類 礦物 鹽類 亞爾加里類 燐 石鹼 酒精 食鹽 石灰 硫酸 礬泉 各種ノ鹽材 寶藥即丸散膏丹 糖膏 糖粉 糖脫

第三類 染料 顏料 塗料

第四類 藍 藍靛 紫根 綠青 洋靛 桑丹漆 假漆 油漆 靛藍等

第五類 香料 化粧品 齒牙頭髮及皮膚磨洗料

第六類 香水 香油 髮膏 線香 脂粉水 齒粉 洗面粉等

第七類 金屬片 金屬及已成之材料

第八類 生鐵片 鋼鐵 鋼線 鐵板 鐵線 鋼板 銅板 銅線 淨鉛 淨錫 錫 合金等

第九類 金銀製品

第十類 打物等

第十一類 刺器及尖刀器

第十二類 鋸 鋸 鋸 鋸 斧 鐵 剃刀 針 釘等

第十三類 貴金屬 寶玉類及其製品與象真品

第十四類 金 銀 白金 紫銅 金剛石 珊瑚 瑪瑙 水晶等

第十五類 建築用又裝飾用礦物質其他之物料

第十六類 塞門德 粉糖灰 石料 土源膏等

第十七類 陶磁器及土器類

第十八類 陶器 磁器 土器 瓦 煉瓦等

第十九類 貴金屬製器

第二十類 玻璃板 玻璃管 玻璃球等

第二十一類 各種ノ機械裝置及其各部

汽機 汽機 水力機 織機 紡績機 印刷機等

第十三類 農工器具

第十四類 鐵器 鐵槌等

第十五類 理化學醫術測量教育上之器械器具及度量衡器(附タリ眼鏡及算數器類等屬)

第十六類 樂器

第十七類 時辰儀及其附屬器

第十八類 人力車 自轉車 船舶 鐵路用車輛 車輪等

第十九類 鐵砲彈丸及爆發物類

第二十類 煙草類

第二十一類 茶 咖啡類

第二十二類 牛乳及其製品 鮮乳 罐裝牛乳 乳油等

第二十三類 穀類 糖類(附タリ五穀粉等屬)

第二十四類 肉類 卵 罐頭食物 茶食 菓實 麵包 芥子 胡椒等

第二十五類 蠶 野蠶種及繭

第二十六類 生絲 絹絲及野蠶絲類(附タリ金絲銀絲類等屬)

第二十七類 綿紗

第二十八類 毛紗

第二十九類 麻絲及第二十六類乃至第二十八類ニ屬セサル絲

第三十類 絹布及其製品

第三十一類 綿布及其製品

第三十二類 毛布及其製品

第三十三類 麻布及其製品

第三十四類 第三十類乃至第三十三類ニ屬セサル織布及其製品

第三十五類 絲類ノ繭物組物等類

第三十六類 被服類

第三十七類 帽子 手袋 無大小 衣服等

第三十八類 醃造物及飲料

第三十九類 醬油 醋 葡萄酒 麥酒等

第四十類 白砂糖 赤砂糖 蜂蜜等

第四十一類 文房具 紙及其製品

第四十二類 筆 墨 硯 印肉 石筆 鉛筆 紙 擬筆紙 油紙 帳簿等

第四十三類 皮革及其製品(附タリ各種之箱箱包等屬)

第四十四類 毛皮 軟皮 皮革 馬具 皮帶 靴 箱包等

第四十五類 石炭 酸炭 燐 木炭 燭心等

第四十六類 寫真及印刷物類

第四十七類 照片 書籍 新聞紙 圖書等

第四十八類 玩具及遊戲具類

第四十九類 皮球 骨牌 偶像 球奕具等

第五十類 第四十四類 甲 角 牙類之製品及其模造品

第五十一類 麥稈 麻 籬 麥稈沓田等

第五十二類 第四十六類 傘 杖 履物各種類類

第五十三類 洋燈 燭臺 提燈等

第五十四類 第四十八類 刷子及假髮

第五十五類 第四十九類 木竹蔴類及其製品(附タリ木皮竹皮類等屬)

第五十六類 木竹 籐料 椅子 卓子 桶類等

第五十七類 第五十類 樹膠製品

第五十八類 第五十一類 燐寸即火柴

第五十九類 第五十二類 油蠟類

第六十類 第五十三類 肥料

第五十四類 以上列記セサル各商品ハ此類ニ屬ス

商標登録出願書式
具呈請實姓名
為呈請商標專用或兼註冊商標專用紙所開商標章呈請註冊准予專用之權伏乞
商部註冊局查核施行須至呈者
年 月 日 請實姓名押
或公司
或經手人

外國人商標登録出願書式
具呈何國人姓名
為呈請商標專用或兼註冊商標專用紙所開商標已於何年何月何日在本國註冊現欲專用於
大清國境內應將本國管轄官廳所發文憑呈驗照章呈請註冊准予專用之權伏乞
大清國商部註冊局查核施行須至呈者
年 月 日 國籍住所姓名

登錄商標出願書式
具呈請實姓名
為將商標合用呈請註冊專屬商所註冊商標之商標現欲
商部註冊局查核施行須至呈者
年 月 日 註冊本人某
接受人某
合股人某
可細書

標米

一水商標
一物記商標要領
一將商標使用於第

印
形式 推証 物 記號
類 商品

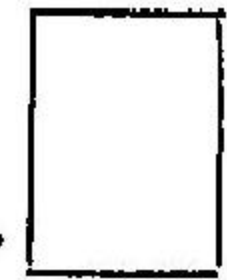
請實

一便用商標之方法

商部商標註冊局

發給執照事 省 商人 呈請將專用商標准予註冊按照說帖聲明各項本局核與商標註冊試辦章程均屬相符自應
准予註冊許以二十年專用之權為此特給執照自 年 月 日給照之日起扣至 年 月 日為止定為專用限
滿日期須至執照者

便用之
標商用品



光緒 年 月 日
字第 號
給照官 ○○○○押

右給 收執

姓 名

大清國商部商標註冊局

發給執照事 國商人 呈請將專用商標准予註冊另具說帖聲明各項於西歷 年 月 日即華歷 年
月 日在 國註冊本局核與商標註冊局試辦章程均屬相符自應准予
註冊許以 年專用之權為此特給執照自華歷 年 月 日起扣至 年 月 日
至執照者 日止定為專用限滿日期須

便用之
標商用品



大清光緒 年 月 日
字第 號
給照官 ○○○○押

右給 收執

○清國政府へ商標登録出願ノ者ニ對スル注意ノ件 明治三十七年十月一日官報

清國政府へ商標登録出願セントスル者ニ對スル注意事項左ノ通在上海帝國總領事館ニ於テ告示ヲ覽セリ

- 一 商標登録局上海分局ハ上海稅關内ニ開設セラル、コト、ナリ從來當館ヲ經テ出願中ノ願書ハ此際總テ同分局ヨリ清國政府商標登録局へ送達シ十月二十三日以後ニ於テ登録費ヲ交付セラルヘシ
- 二 前項ノ手續ニ據リタル願書ハ登録局へ送達ノ上尙ホ必要ニ應ジ訂正ヲ命セラル、コトアルヤモ計リ難シ
- 三 登録出願手数料(銀五兩)ハ右願書ト同時ニ送達ヲ要スル旨清國當館ヨリ通知ニヨリ此際直ニ納付ノ手續ヲ爲スヘシ
- 四 登録料(銀三十兩)ハ追加登録ノ通知ヲ待テテ納付スヘシ
- 五 料銀ノ計算ハ海關兩ナルカ故ニ銀行爲替ニテ海關兩ニ取組ムヲ便トス
- 六 本人上海ニ住セサル者ハ代理人ヲ經テ當館へ納付ノ手續ヲ爲スヘシ但シ爲替ヲ直接當館ニ宛テ送付シ來ルモ當館ハ之ヲ受理セズ
- 七 今後出願スル者ハ代理人ヲ經テ願書ト共ニ上海分局へ手数料ヲ納付スヘシ
- 八 今後登録ヲ出願スル者ハ別項ニ掲ケタル様式ニ據リ願書及商標見本三通說明書一通宛ノ正副二組ヲ作り上海ニ居住スル本人若クハ代理人ヨリ直接ニ分局へ出願スヘシ

(備考) 登録商標所有者ニシテ十月二十三日以前ニ出願スル者ハ規則第二十五條ノ特典ヲ與ヘラレ又右期日後六箇月以内ニ出願シタル者ハ同第二十六條ノ特典アリ

外國人ニシテ其本國ニ於テ登録ヲ經サル商標登録出願スル者ハ清國人ノ出願ト同一ニ看做シ取扱ヲ爲スヘク又己ニ其本國ニ在テ登録ヲ經タルモノハ其本國政府ノ證明書ヲ添付スヘシ

登録事務ニ關スル質問書等ハ出願人又ハ其代理人ヨリ直接商標登録局ニ宛テ送付スヘシ

登録商標所有者ニシテ從前清國地方官ヨリ保護ノ告示ヲ受ケ居ル者モ同規則第二十七條ニ示シタル期限内ニ出願ノ手續ヲ爲サ、レハ效力ヲ失フニ至ルヘシ

八 願人ハ總テ規則第十六條ニ據リ至急代理人ヲ選定シテ委任狀ヲ添へ(從前當館ヲ經テ願書ヲ送付シタル分ハ當館ヲ經由シ)清國政府商標局へ届出ツヘシ右代理人ノ責務ハ單ニ登録出願ノ手續ヲ代辦スルノミニ止ラス規則第十一條第十二條第十三條第十四條及第二十二條第二十三條等ニ關シ其登録商標ノ效力存在スル限りハ不斷存置ノ必要アルカ故ニ上海ニ定住シ相當ノ信用ト能力アル者又ハ當館ニ於テ特許シタル者ヲ選定スル方便利ナルヘシ

本件ニ關シテハ己ニ本年五月十八日附ヲ以テ外務省ニ報告シ六月八日發行ノ通商彙報第三十四號ニ登録セラレ一般ニ注意ヲ與ヘタルニ拘ラス概シテ附セルヤノ感アリ然ルニ清國當局者ノ内意モ代理人ヲ設ケサル者ハ其選定ノ届出ヲ待チ

九 成分スル方針ナルモノ、加テ且テ差額ヲ登録出願手数料納付ノ必要モ迫リ居ルヲ故ニ出願者ハ其手續ヲ怠リ不利益ヲ蒙
サ、ル備注意スルコト緊要ナリ(本年六月一日)

其一 水固ニテ登録ヲ受ケタル商標ノ登録ヲ出願スルトキ
具呈(何國人姓名)為

呈請商標專用權者註冊事關照別紙所開商標已於何年何月何日在本國註冊現欲專用於
大清國境內願將本國管轄官署所發文憑呈驗願專註冊准予專用之權伏乞
大清國商標註冊局查核施行奉准呈者
年 月 日

其二 既得商標式

國籍住所姓名

標本	商標見本
一 水固標形式、描畫、物、記號、商標	
一 商標要領	
一 將商標使用於何類商品	
一 使用商標之方法	
姓	名

其三 清國ニ於テノミ使用スヘキ商標登録證書式

具呈商標姓名為

呈請商標專用權者註冊事關照別紙所開商標照章呈請註冊准予專用之權伏乞
商標註冊局查核施行奉准呈者
年 月 日

其四 代理人ニ對スル委任狀式樣式

商標姓名印
或 公司印
或 經手人印

其今將在 清國商標註冊事務假何某代理自委訂之後所有何某名下呈請商標登錄應辦一切俱由何某經辦或有應辦事件料
理不及者准由何某再僱人代辦以期妥速特付委任狀存照
年 月 日

立狀何某印

○補給係給整理方ノ件 明治三十七年十月二十五日官報
陸海軍ニ召集セラレタル文官ニ對シ係給補給ノ際過渡ト爲リタル金額ハ次回補給ノトキ差引整理シ然ルヘキヤトノ農商務省山林
局長ノ照會 本月十一日對シ見込ノ通報取立差支ナキ旨今般大藏省主計局長ヨリ回答セリ

○在兵籍者海外渡航許否ノ件 明治三十七年十月二十九日官報
陸軍兵籍ニ在ル者ノ海外渡航禁止ノ件ニ付キ山梨縣知事ノ照會 本月二十二日對スル陸軍大官回答 七月二十日要旨左ノ如シ
陸軍兵籍ニ在ル者ノ海外渡航ヲ禁止スルノ件ハ條例上其明文ナシト雖モ 陸軍服役條例ニ依ルトキハ海外ニ在ル陸軍軍人ニシテ
充員召集ノ事アルヲ確知シタルトキハ直ニ歸朝スヘキモノナルヲ以テ此際海外ニ渡航スルモ直ニ歸朝ヲ要スルノ結果ヲ生スヘ
キニ付キ已ニ得サル者ノ外庶ルヘク渡航ヲ許可セサル方然ルヘキ意見ナリ

○實業學校教員採用方針(文部省實業學校事務局) 明治三十七年十一月十七日

教育ノ效果ノ豐否ハ生徒教養ノ主眼者タル教員其人ヲ得ルト得サルトニ基因スル次第ニ有之候ニ付從來教員採用ノ際ニハ十分此點ニ關シ御注意相成居候儀トハ存候得共實業學校教員ノ現況ヲ視ルニ專應不十分ナル者尠ラサルノミナラス普通學科ノ教員ノ如キ一般之ヲ觀視スルノ儀アルハ斯種教育發達上甚々遺憾トスル處ニ有之候條教員ノ人選ニハ更ニ一層ノ注意ヲ加ヘラレ實業學科ノ教員ニ在リテハ專ラ適當ノ教養アル者ヲ採用シ普通學科ノ教員ニ在リテハ相當ノ學歷アル者ヲ選定セラレ特ニ中等程度ノ實業學校ニ於テハ可成師範學校、中學校ノ教員免許狀ヲ有スル者ヲ採用セラレ斯種教育ノ完全ナル效果ヲ期スル上ニ於テ遺憾無之儀御施設相成度依命此段及通牒候也

○林野火入及野火取締ニ關スル件(山林局長ヨリ各府縣知事ニ付) 明治三十七年十二月五日官報
今般農商務大臣ヨリ林野火入及野火取締ニ付申 訓令スル所アリシカ尙ホ之ニ關シ山林局長ヨリ左ノ事項ヲ施行スヘキ旨各府縣知事ヘ通
牒セリ

- 一 一般ニ訓諭ヲ發スルコト
- 二 警察官ヲ警動シ火入及野火ノ取締ヲ勵行スルコト
- 三 被害ノ虞アル各市町村ニ林野消防方法ヲ設クルコト
- 四 造林地ニ防火線ノ設備ヲ完全ナラシムルコト
- 五 造林地ノ手入刈拂ヲ實行スルコト
- 六 天然更新ヲサシ得ヘキ山野ニ火入禁止ヲ勸解スルコト

○造林監督等ニ關スル件(農商務大臣ヨリ各府縣知事ニ付) 明治三十七年十二月九日官報
地方公共團體等ノ造林監督ニ關シ今般農商務大臣ヨリ各府縣知事ヘ左ノ如ク通牒セリ

郡市區町村等地方公共團體ノ經營ニ係ル 戰時紀念林學校樹地其ノ他植林事業ノ獎勵大ニ效ヲ奏シ 既ニ其ノ設計ヲ了ヘ現ニ實行中ニ
屬スルモノ跡ヲサルノミナラス近來之カ企畫ヲ爲スモノ倍ノ増加ノ趨勢アルハ新業ノ爲メ洵ニ喜ラヘキ現象ト存候然ルニ林業ハ其ノ收
益ヲ永遠ニ期セサルヘカラサルカ故ニ當初設計方法ノ宜シキヲ得ルト否トハ將來ニ於ケル效果ニ多大ノ影響ヲ及ボシ候コト首リ俟タ
サル所ニ有之俟テ此等植林事業ニ對シテハ既ニ當局者ニ於テ夫々周到ナル監督指導ノ方法ヲ講セラレ候儀ト被存候得共尙ホ樹種ノ撰
定植栽ノ方法又ハ收支ノ計算等設計上必要ノ事項ニ關シテハカメテ主任技師又ハ相當ノ官吏ニ命ジ之カ適否ヲ調査セシメ企業者ツシ
テ違算失計ナカラシムル權施爲相成度

○公有林野ノ整理ニ關スル件(山林局長ヨリ各府縣知事ニ付) 明治三十七年十二月二十四日官報

逕者各地方官ニ於テ森林ノ獎勵ニ賜メラレタル結果ハ近時一般ニ其造林面積ヲ增加シタルモ公有林ニ至テハ尙未タ其經營ノ充分ナラ
サルモノアリ全國ノ公有林中管轄方法ヲ定メタルモノハ(山林局長ヨリ各府縣知事ニ付)山林ニ在テハ二十三町歩原野ニ在テハ一万七千三
百六十二町歩ニシテ未タ其方法ヲ定メタルモノハ(山林局長ヨリ各府縣知事ニ付)山林ニ在テハ二十三町歩原野九万五千二百町歩ニシテ此等管
林方法未定林野ノ内ニハ從來秋場場若クハ刈敷場等ニ必要ノモノナキニアラスト雖未定林野ヲ合スレハ無慮百五十町歩ノ上ニ出
ルヲ以テ今尙其備ニ整齊シ何等利用ヲ爲ササルモノ亦甚ナカラサルヘシ故ニ右公有林野ノ整理ニ付申 既ニ其方法ヲ定メラレタル所ハ
可成速ニ之ヲ遂行スルコト、シ又未タ其設計ナキ所ハ此際之ヲ定メ第一ニ農藥用等ニ必要ナルモノ、段別區域ヲ限定シ其餘ノ林野ニ
シテ森林ハ充用セラレヘキ部分ハ漸次天然更新若クハ人造植栽ニ依テ之ヲ造植シ現在ノ森林ニ對シテハ適當ノ伐採法ヲ定メ且伐採跡
地ノ更新ヲ確實ニシ其原野ヲ斷タサシムルヲ得ハ公有林野ノ面目ヲ變換シ自治體ノ財源ヲ潤益スルニ到ルヘト存候條可然御施行
相成度
(參考)

明治三十七年十二月 附錄 人口動態概況表

都府縣	男	女	計	無籍者	國籍取得者	失籍者	國籍喪失者	計	男	女	計
總計	1,000,000	950,000	1,950,000	100,000	50,000	20,000	10,000	1,950,000	1,000,000	950,000	1,950,000
東京府	150,000	140,000	290,000	10,000	5,000	2,000	1,000	290,000	150,000	140,000	290,000
京都府	100,000	95,000	195,000	5,000	3,000	1,000	500	195,000	100,000	95,000	195,000
大阪府	120,000	115,000	235,000	8,000	4,000	1,500	800	235,000	120,000	115,000	235,000
神奈川縣	80,000	75,000	155,000	3,000	2,000	800	400	155,000	80,000	75,000	155,000
兵庫縣	60,000	55,000	115,000	2,000	1,500	600	300	115,000	60,000	55,000	115,000
長崎縣	40,000	38,000	78,000	1,000	800	300	150	78,000	40,000	38,000	78,000
山口縣	30,000	28,000	58,000	800	600	200	100	58,000	30,000	28,000	58,000
秋田縣	20,000	19,000	39,000	500	400	150	70	39,000	20,000	19,000	39,000
山形縣	15,000	14,000	29,000	400	300	100	50	29,000	15,000	14,000	29,000
石川縣	10,000	9,500	19,500	300	200	80	40	19,500	10,000	9,500	19,500
富山縣	8,000	7,500	15,500	250	180	70	35	15,500	8,000	7,500	15,500
島根縣	6,000	5,500	11,500	200	150	50	25	11,500	6,000	5,500	11,500
岡山縣	5,000	4,800	9,800	180	130	50	25	9,800	5,000	4,800	9,800
廣島縣	4,000	3,800	7,800	150	110	40	20	7,800	4,000	3,800	7,800
山口縣	3,000	2,800	5,800	100	80	30	15	5,800	3,000	2,800	5,800
徳島縣	2,000	1,900	3,900	70	50	20	10	3,900	2,000	1,900	3,900
香川縣	1,500	1,400	2,900	50	40	15	8	2,900	1,500	1,400	2,900
愛媛縣	1,000	950	1,950	40	30	10	5	1,950	1,000	950	1,950
高松縣	800	750	1,550	30	20	8	4	1,550	800	750	1,550
福井縣	600	550	1,150	20	15	6	3	1,150	600	550	1,150
滋賀縣	500	480	980	15	12	5	2	980	500	480	980
岐阜縣	400	380	780	10	8	3	1	780	400	380	780
山梨縣	300	280	580	8	6	2	1	580	300	280	580
長野縣	200	190	390	6	5	2	1	390	200	190	390
新潟縣	150	140	290	5	4	1	0	290	150	140	290
富山縣	100	95	195	4	3	1	0	195	100	95	195
石川縣	80	75	155	3	2	1	0	155	80	75	155
福井縣	60	55	115	2	1	0	0	115	60	55	115
滋賀縣	50	48	98	2	1	0	0	98	50	48	98
岐阜縣	40	38	78	1	1	0	0	78	40	38	78
山梨縣	30	28	58	1	1	0	0	58	30	28	58
長野縣	20	19	39	1	1	0	0	39	20	19	39
新潟縣	15	14	29	1	1	0	0	29	15	14	29
富山縣	10	9	19	1	1	0	0	19	10	9	19
石川縣	8	7	15	1	1	0	0	15	8	7	15
福井縣	6	5	11	1	1	0	0	11	6	5	11
滋賀縣	5	4	9	1	1	0	0	9	5	4	9
岐阜縣	4	3	7	1	1	0	0	7	4	3	7
山梨縣	3	2	5	1	1	0	0	5	3	2	5
長野縣	2	1	3	1	1	0	0	3	2	1	3
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
新潟縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
富山縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
石川縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
福井縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
滋賀縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
岐阜縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
山梨縣	1	1	2	1	1	0	0	2	1	1	2
長野縣	1	1	2	1	1	0</					

新潟縣	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
新潟縣	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

德島縣	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
德島縣	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

○市町村別現住人口 明治三十七年十二月二十二日官報
 内閣統計局ニ於テ明治三十一年内閣訓令第一號甲號ニ基ケル調査ニ依リ同三十六年十二月三十一日現在市町村別現住人口ヲ編製セリ左
 ノ如シ

- 一 各市町村現住人口ハ各市町村(東京、京都、大阪ハ區)ニ就キ三十六年十二月三十一日ニ於ケル其市町村ノ本籍人口ニ入ノ人員ヲ加
 (出ノ人員ヲ除キタルモノナリ)而シテ島郡道府縣現住人口ハ此各市町村ノ現住人口ヲ積算シタルモノトス
- 二 陸海軍在營艦士官以下ノ人員及在留人員ハ本表ニ算入セス
- 三 鹿児島縣大島郡ニ屬スル材料ハ聯合村別ナルヲ以テ每聯合村別ノ人口ヲ掲出セリ
- 四 熊本縣鹿本郡山鹿町ノ人口ハ其役場火災ニ罹リ調査未了ニ付キ之ヲ闕ク
- 五 左記各村ハ人口ナキニ依リ村名ノミヲ掲ク

北海道浦河支廳管内沙流郡栗原村、新冠郡大府部村、比字村、萬福村、同河西支廳管内中川郡十勝郡牛村、真龍村、同釧路支廳管内阿
 寒郡藤平村、足寄郡陸別村、釧路村、同根室支廳管内新知郡、同網走支廳管内網走郡梓川村、古梅村、常呂郡少牛村

東京府	神田區	四、九、二、七、九	大塚區	一、五、三、〇、六	板橋區	一、一、六、八、一	北豐島郡	八、三、〇、四	
日暮區	一、三、九、八、二	大塚區	一、三、九、八、二	南千住町	一、一、六、八、一	南千住町	一、一、六、八、一	南千住町	一、一、六、八、一
荒川區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
芝區	一、六、〇、三、四、二	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
赤坂區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
四谷區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
牛込區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
小石川區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
下谷區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
淺草區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
深川區	一、七、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一
計	一、八、〇、三、五、八、四	大塚區	一、三、九、八、二	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一	岩淵町	一、一、六、八、一

明治三十七年十二月附録 市町村別現住人口 (東京府)

東和東村	中東村	大河村	高河村	笠原村	當尾村	加茂村	木津村	相樂郡	有智郡	八木村	美城村	都住村	大谷村	草谷村	青谷村	宇治村	田原村	多賀村	井手村	三木村	普賢村	田邊村	綴喜郡	小倉村	旗本村	宇治村	大久保村	富野村	寺田村	
一八	二一	一六	一六	一五	一三	一三	一三	三六	二二	六八	二五	二五	二二	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	二二	一四	一四	一四	一四	一四	一四
九六	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	二八	二五	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
九六	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	二八	二五	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
東和東村	中東村	大河村	高河村	笠原村	當尾村	加茂村	木津村	相樂郡	有智郡	八木村	美城村	都住村	大谷村	草谷村	青谷村	宇治村	田原村	多賀村	井手村	三木村	普賢村	田邊村	綴喜郡	小倉村	旗本村	宇治村	大久保村	富野村	寺田村	
三九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四二	二二	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	二二	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	二八	二五	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	二八	二五	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
世五胡	下下	三梅	檢和	賀山	高美	須原	竹野	桐野	園部	西本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
何鹿郡	雲下	金山	三上	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六

岡田村	岡田村	東八村	山崎村	神戶村	西大	東大	朝來	志保	與保	倉保	池田	高野	中野	加藤	加藤	山崎	中上	口上	東上	西上	吉上	志上	物上	小上	佐上	以久	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
日夕	伊根	朝妻	水庄	筒川	野間	世田	日中	府田	岩田	山崎	三河	與保	加藤	桑田	石川	吉田	上野	城東	栗田	宮田	宮田	宮田	宮田	宮田	宮田	宮田	宮田
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
世五胡	下下	三梅	檢和	賀山	高美	須原	竹野	桐野	園部	西本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本	東本
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
何鹿郡	雲下	金山	三上	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金	上金	下金
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六

南百濟	海田	北野	平野	清野	古市	城北	榎江	北新	南新	小南	中野	生野	天王	東成	福船	千島	歌島	神島	北島	新島	中島	大島	豐島	四島	中島
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
一六三	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	
吹山	岸部	味部	正部	三島	豐島	宮島	野島	安島	三島	美島	阿島	島島	野島	井島	清島	五島	大島	高島	三島	如島	宮島	三島	安島	住島	依島
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	
織西	田島	歌島	東島	吉島	豐島	小島	中島	龍島	豐島	南島	麻島	北島	櫻島	美島	池島	細島	止島	豐島	清島	見島	石島	島島	味島	新島	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六		
彌南	伯島	國島	穴島	大島	上島	信島	美島	北島	西島	東島	久島	中島	西島	深島	八島	鶴島	取島	高島	鳳島	渡島	神島	五島	三島	向島	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇		

泉南	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直	山直
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	
多奈	孝島	深島	淡島	下島	四島	東島	尾島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	嶋島	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇	九九	九八		
道高	地島	丹島	丹島	平島	野島	日島	大島	三島	狹島	玉島	國島	西島	駒島	古島	北島	南島	金島	川島	天島	加島	三島	天島	高島	長島	
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	
三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八		
彌西	著島	八島	東島	英島	三島	油島	收島	大島	日島	堅島	堅島	南島	中島	北島	惠島	三島	松島	布島	天島	瓜島	長島	中島	志島		
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村		
一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇	九九	九八	九七	九六			

中 大磯町	茅田 村	湯名 村	六谷 村	綾谷 村	大野 村	相模 村	大磯 村	新磯 村	座間 村	海老 村	有馬 村	御所 村	小出 村	松川 村	明林 村	高座 村	高座 町	宮前 村	長尾 村	優待 村	玉川 村	小磯 村			
八〇七六	九八〇	五九一	二七〇	三三三	四四三	五五三	四四三	三三三	二二二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一			
足柄上郡	北野	南野	西野	東野	大野	比野	高野	伊野	金山	土野	小野	金野	豐野	岡野	大野	成野	相野	大野	須野	平野	山野	野野			
二二二	一〇五	三三三	四四三	五五三	四四三	三三三	二二二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一			
前下下上	豐川	二水	原川	小川	足柄下郡	吉野	寄野	非野	谷野	川野	湯野	山野	神野	中野	世野	上野	岡野	櫻野	酒野	南野	北野	共野	川野	上野	
二二二	一〇五	三三三	四四三	五五三	四四三	三三三	二二二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
南玉小	高野	愛野	中野	依野	厚野	宮野	仙野	國野	田野	久野	福野	岩野	眞野	江野	根野	米野	早野	藤野	元野	箱野	土野	吉野	湯野	大野	
四〇五	二七〇	三三三	四四三	五五三	六六三	七七三	八八三	九九三	一〇〇三	一一一三	一二二三	一三三三	一四四三	一五五三	一六六三	一七七三	一八八三	一九九三	二〇〇三	二一一三	二二二三	二三三三	二四四三	二五五三	

北河内郡	豐田	甲野	四野	佳野	櫻野	山野	水野	磯野	津野	川野	大野	府野	神奈川縣	矢野	保野	稻野	生野	向野	宮野	橋野	中野	高野	日野	佳野	御野	町野	四野	大野	川野	生野												
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六												
久良岐郡	大野	日野	金野	六野	橋野	大野	城野	子野	旭野	安野	都野	新野	中山	中野	都野	矢野	保野	稻野	生野	向野	宮野	橋野	中野	高野	日野	佳野	御野	町野	四野	大野	川野	生野										
三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四										
鎌倉郡	長野	武野	初野	三野	南野	北野	田野	葉野	衣野	久野	浦野	豐野	橫野	浦野	中野	武野	初野	三野	南野	北野	田野	葉野	衣野	久野	浦野	豐野	橫野	浦野	中野	武野	初野	三野	南野	北野	田野	葉野	衣野	久野	浦野	豐野	橫野	浦野
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	

大開	味内	藤原	岩生	粟生	小松	小野	小野	升野	鏡野	松野	吉野	和野	中秋	山崎	米崎	中野	會野	漆野	卷野	赤野	道野	地野	國野	西野	大野	大野		
原村	方村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	
二二	五五	四四	五五	二二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三三	四四	五五	六六	七七	八八	九九	〇〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
寬大	福水	鹿島	長島	大島	三島	中島	庄島	見島	新島	今島	坂島	大島	加島	下島	井島	南島	浦島	角島	四島	島島	坂島	太島	小島	東島	大島	大島		
野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	
岩臨	山崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	野崎	
野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	
東竹	種原	半原	橋原	東原	野原	中野	西野	入野	上野	上野	北野	新野	富野	山野	山野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	四野	
野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	野村	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	

原野永真清西南北北野鹿 野尾野名洲力原原制 村村村村村村村村村	豐田古船羽儀豐大富國城發明野皆上水瑞平 郡原里島原井岡澤屋水山川宮治師田三郷野 村村村村村村村村村村村村村村村村村村
五三二一三五五四四一 六六二九七〇七六四二 八四七七一五七二一六	九〇四三三四五四四二 七三二二二〇二六二八 八八〇三三三三六八二
大清水祖南市小須中遊進七益田山物久長中眞 野原橋夕非羽具藤川水川井子野前都田沼岡 村村村村村村村村村村村村村村村村村村	足日今暮小坂西東加附 尾光市合川荷野野野 町町町村村村村村村
一〇 四五五四四四四六七 二二九二二二二二二二 七二〇二七二二二二二	二二二二二二二二二二 三三三三三三三三三三 四四四四四四四四四四
皆靜宮小岩三赤谷藤部水瑞中豐都寒生野間大小新島國石妻南國福王六柳 川和山寺舟鴨麻中岡屋代都岡發川井木谷山分橋大府葉生宮木 村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	
五三四四四四三二二五四 三三七九三〇五五四二二 一〇四四二二二二二二二二	二二二二二二二二二二 三三三三三三三三三三 四四四四四四四四四四
向荒下上佐野野大 田川川川山崎園原 村村村村村村村	片喜縣北阿兵大五船臨三栗鹽 縣泉矢 岡通高橋津家宮生原依山原根 坂 村村村村村村村村村村村村村
三〇四五二二三三三 四四八三六四三三三 二九三三三三三三三	六五四七四七四六四三二 三〇〇二二二二二二二 一四四九二〇六九九〇五

長大上島村瀨原鷹大下川河上關水伊五中河斐竹 野羽田生子江波栗西内妻木田霞所 間野島 村村村村村村村村村村村村村村村村村	高長小北田筑徳津吉小 野野野野野野野野野野 村村村村村村村村村村
三三二二三二二二二二 〇五九一〇七九四七 四二一五五五〇六七八	七 三二一四三三三三三 七九二一五八二二二 六六四七〇五八四三
五豐望宗總豐四六雙飯岡大安名下中山江上精結 田綱道上加敷花原沼田形靜城結川川山川川城 村村村村村村村村村村村村村村村村村	下小新大兩柳眞榮千吉 館栗沼國引穂壁尾凡里 町村村村村村村村村
二二二二二二二二二二 二四二五〇三三三三三 四五六七〇七三三三三	一〇 二六二二二二二二二 六四七三三三三三三
長境中七岩神飯弓荷七逆生森嶺幸八長解五香櫻岡勝新古 須川那非島田掛重山皆戸島島俊田霞取非郷鹿郷河 村町村町村村村村村村村村村村村村村村村村	豐水大三五石 海生要雷下 町村村村村
九七三三三三三三三三 三三三三三三三三三三 八四一五九九八三二二	九 一三五三三三三三三 一七三二二二二二二
河宇都宮市 橫川村	北相島郡
三三五二二七 四〇六五	一八八〇九〇 五五五五五 三三三三三

三	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

77-97

明治三十七年十二月 附錄 市町村別現住人口 (北海道)

羽幌村	五,九五一
初山別村	一,三七一
燒尻村	一,三三五
天賣村	一,二八〇
苦前村	四,九二二
留前郡計	一四,八五九
地路村	三,二九一
天路村	四,四三九
登路村	二,九七九
留前郡計	一〇,九〇九
增毛町	九,九〇七
增毛町	一一,四一三
增毛町	一一,四一三
增毛支廳計	一一,四一三
北海支廳計	三八,四六四
北海支廳計	一〇,七七〇
北海支廳計	一〇,七七〇
道庁總計	四八,三二二
道庁總計	四八,三二二

